

火災予防分野の各種手続に係る 電子申請等の標準モデルの構築 に関する報告書（案）

令和 3 年 1 2 月

総務省消防庁予防課

目次

1 火災予防分野の標準モデル構築の概要	1
1.1 背景	1
1.2 目的	3
1.3 対象	4
1.3.1 様式	4
1.3.2 実証実験を実施する消防本部	6
2 電子申請等検討会・消防本部との意見交換	7
2.1 検討会	7
2.1.1 第1回検討会	8
2.1.2 第2回検討会	8
2.1.3 第3回検討会	11
2.1.4 第4回検討会	12
2.2 消防本部との意見交換	13
3 電子申請等を行う場合の標準様式の作成	14
3.1 標準様式について	14
3.1.1 標準化検討経緯	14
3.1.2 検討結果	14
3.2 添付資料について	28
3.2.1 電子申請等における添付資料等への対応に関する検討	28
3.2.2 検討結果	28
4 標準的な業務プロセスの検討・整理	29
4.1 現行の標準的な業務プロセス	29
4.1.1 現行の標準的な業務プロセスの検討経緯	29
4.1.2 検討結果	31
4.2 電子申請等導入時の標準的な業務プロセス	42
4.2.1 電子申請等導入時の標準的な業務プロセスの検討経緯	42
4.2.2 検討結果	44
5 電子申請等の実証実験	57
5.1 実証実験の概要	57
5.1.1 実施体制	59
5.1.2 実証実験に参加する消防本部の概要	61
5.1.3 事前調整	61
5.1.4 実施環境の構築	68
5.2 電子申請等の受付の実施	71
5.2.1 調査内容	71

5.3 実証実験結果	77
5.3.1 測定結果	77
5.3.2 ヒアリング結果	85
5.4 標準モデル	87
5.4.1 標準様式	87
5.4.2 電子申請等導入時の標準業務プロセスのフローチャート	87
6 火災予防分野の電子申請等の標準モデルの普及策の検討	88
6.1 標準モデル対応の電子申請等の導入検討に当たって	88
6.2 消防庁としての対応	90
6.3 消防本部における対応	91
6.4 今後の課題	92

1 火災予防分野の標準モデル構築の概要

1.1 背景

政府が令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定したデジタル・ガバメント実行計画（以下「デジタル・ガバメント実行計画」という。）では、デジタル 3 原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を明確化し、国の行政手続のオンライン化実施を原則として定めた「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成 14 年法律第 151 号）を踏まえ、対象となる行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施することとされている。

消防法令における申請・届出等については、この「デジタル・ガバメント実行計画」の「別紙 1 オンライン化等を実施する行政手続等」に「64. 消防法令における申請・届出等」として掲げられ、防火管理者選任届出や防火対象物点検報告など消防本部や消防署に対して行われる 19 の手続がオンライン化対象とされたところである。

この 19 の手続は、これまで申請書等において押印が求められていたほか、主として書面により受付がなされてきた。消防庁では、新型コロナウイルス感染症対応策やデジタル・ガバメントの実現のため、「書面主義、押印主義、対面主義の見直し」や「行政手続のオンライン化の推進、業務プロセス・システムの標準化」といった課題への対応を進める中で、令和 2 年 12 月に消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）を改正し、申請書等の押印を廃止するとともに、各都道府県等に対し、電子メールや電子申請システム等による受付体制の整備について助言を行った。

さらに、これら 19 の手続を対象として、マイナポータル・ぴったりサービス（以下「ぴったりサービス」という。）を活用した電子申請等の標準モデルを令和 3 年中に構築し、令和 4 年以降、消防本部における速やかな導入を促進することとしている。

表 1-1 オンライン化対象手続の 19 の手続

手続名	根拠法令	手続 ID
防火管理者の選任届	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 2 項	12594
防火管理者の解任届	同上	12595
消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置届	同法第 17 条の 3 の 2	12632
消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検報告	同法第 17 条の 3 の 3	12634
工事整備対象設備等の着工届	同法第 17 条の 14	12635
統括防火管理者の選任届	同法第 8 条の 2 第 4 項	12653
統括防火管理者の解任届	同上	12657
防火対象物点検結果の報告	同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項	12661
自衛消防組織の設置届	同法第 8 条の 2 の 5 第 2 項	12667
自衛消防組織の変更届	同上	12669
防災管理者の選任届	同法第 36 条第 1 項	12675
防災管理者の解任届	同上	12677
統括防災管理者の選任届	同上	12682
統括防災管理者の解任届	同上	12684
防災管理対象物点検結果の報告	同上	12687
消防計画の作成（変更）届	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 3 条の 2 第 1 項	12596
防火対象物全体の防火管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第 4 条の 2 第 1 項	108066
防災管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第 48 条第 1 項	12672
防災管理対象物全体の防災管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第 48 条の 3 第 1 項	12679

1.2 目的

「デジタル・ガバメント実行計画」でオンライン化対象とされた 19 の手続について、検討会の検討結果や消防本部の現状を踏まえ、ぴったりサービスを利用して電子申請等を行う場合の業務フローや標準様式等について整理するとともに、複数の消防本部で実証実験を実施し、それらの結果を反映した電子申請等の標準モデルの構築及び普及策の検討を行うことを目的とする。

1.3 対象

1.3.1 様式

消防本部に申請・届出がなされる火災予防分野の手続で、法令様式が規定されているもののうち、「一定の申請・届出件数がある様式」又は「一定の申請・届出件数がある様式と一体的に申請・届出が行われる様式」とされている以下の 10 様式を電子申請等の導入に関する検討対象とした。

なお、本報告書においては、手続が「届出」の場合であっても、電子申請により行われる場合は便宜上「申請」と表記している。

表 1-2 電子申請等の検討対象とする手続と様式

項番	様式の名称	様式
①	消防計画作成（変更）届出書	規則※ ¹ 別記様式第 1 号の 2
②	防火・防災管理者選任（解任）届出書	規則別記様式第 1 号の 2 の 2
③	全体についての消防計画作成（変更）届出書	規則別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2
④	防火対象物点検結果報告書	平成 14 年消防庁告示第 8 号別記様式第 1
⑤	統括防火・防災管理者選任（解任）届出書	規則別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 2
⑥	自衛消防組織設置（変更）届出書	規則別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3 の 3
⑦	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書	規則別記様式第 1 号の 2 の 3
⑧	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	平成 16 年消防庁告示第 9 号別記様式第 1
⑨	工事整備対象設備等着工届出書	規則別記様式第 1 号の 7
⑩	防災管理点検結果報告書	平成 20 年消防庁告示第 19 号別記様式第 1

※ 1 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）

出典：「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」（第一回）資料 2

上記 10 様式は、「デジタル・ガバメント実行計画」でオンライン化対象手続として明示された 19 手続と表 1-3 のとおり対応している。

表 1-3 10 様式と 19 手続の対応

電子申請等の導入に関する 検討対象	オンライン化対象手続	手続 ID
①消防計画作成（変更）届出書	消防計画の作成（変更）届	12596
	防災管理に係る消防計画の作成（変更）届	12672
②防火・防災管理者選任（解任）届出書	防火管理者の選任届	12594
	防火管理者の解任届	12595
	防災管理者の選任届	12675
	防災管理者の解任届	12677
③全体についての消防計画作成（変更）届出書	防火対象物全体の防火管理に係る消防計画の作成（変更）届	108066
	防災管理対象物全体の防災管理に係る消防計画の作成（変更）届	12679
④防火対象物点検結果報告書	防火対象物点検結果の報告	12661
⑤統括防火・防災管理者選任（解任）届出書	統括防火管理者の選任届	12653
	統括防火管理者の解任届	12657
	統括防災管理者の選任届	12682
	統括防災管理者の解任届	12684
⑥自衛消防組織設置（変更）届出書	自衛消防組織の設置届	12667
	自衛消防組織の変更届	12669
⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書	消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置届	12632
⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検報告	12634
⑨工事整備対象設備等着工届出書	工事整備対象設備等の着工届	12635
⑩防災管理点検結果報告書	防災管理対象物点検結果の報告	12687

1.3.2 実証実験を実施する消防本部

実証実験を実施する消防本部を公募し、応募のあった消防本部について外部有識者を含めて審査した結果、以下の5つの消防本部が選定された。

表 1-4 実証実験を実施する消防本部

No.	消防本部名	構成市町村
1	福島市消防本部	福島県福島市
2	横浜市消防局	神奈川県横浜市
3	海老名市消防本部	神奈川県海老名市
4	衣浦東部広域連合消防局	愛知県 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
5	加古川市消防本部	兵庫県加古川市

2 電子申請等検討会・消防本部との意見交換

標準モデルの検討に当たり、外部の知見を取り込む場として「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を開催した。この検討会には学識経験者や消防本部関係者が委員として参加したほか、ぴったりサービスの担当であるデジタル庁や、火災予防業務を処理するシステムを開発しているベンダーの担当がオブザーバーとして参加し、検討を進めてきた。

また、検討会の合間に、入力フォームイメージや記載諸元、業務プロセスについて委員として参加している消防本部の担当者との間で意見交換を実施し、聴取内容を踏まえて検討を進めてきた。

2.1 検討会

標準モデルの検討を行うため、令和 3 年に計 4 回の検討会を実施した。各回における主な議事の概要を以下に示す。

表 2-1 検討会一覧

会議名	実施日
火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会（第 1 回）	令和 3 年 3 月 23 日
火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会（第 2 回）	令和 3 年 5 月 24 日
火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会（第 3 回）	令和 3 年 6 月 28 日
火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会（第 4 回）	令和 3 年 12 月 9 日

2.1.1 第1回検討会

(1) 日時

令和3年3月23日（火）13:00～15:00 ※WEB 会議

(2) 議事概要

○ 電子申請等の対象となる手続の優先順位の検討

消防本部における電子申請等の導入状況や経済団体から出された電子化に関する要望、閣議決定である「デジタル・ガバメント実行計画」において示された政府方針、ぴったりサービスを利用した電子申請等の標準モデル構築に向けた方針について確認した上で、今回検討する手続の優先順について議論がなされ、手続の性質等を踏まえ10ある様式を五つずつに分けて順次検討を進めることとされた。

2.1.2 第2回検討会

(1) 日時

令和3年5月24日（月）10:00～12:00 ※WEB 会議

(2) 議事概要

○ 電子申請等を行う場合のシステム構成等の検討

ぴったりサービスを利用する際の想定パターンとして、外部リンクにより独自に整備した電子申請システムに案内するパターンと、LGWAN-ASP サービスを利用するパターン、デジタル庁が用意したマイナポータル申請管理を利用するパターンの三つを示しつつ、今回の標準モデルの構築に当たっては、各地方公共団体における財政負担等も考慮し、マイナポータル申請管理を活用することを前提として検討を進めることを確認した。

また、消防本部が申請データを受け取る場合の想定として、マイナポータル申請管理から予防業務システムに直接取り込むパターンや、連携サーバを設置して予防業務システムへデータを取り込むパターン、外部媒体（USB メモリ等）を経由して予防業務システムへデータを取り込むパターンなどを例示した。

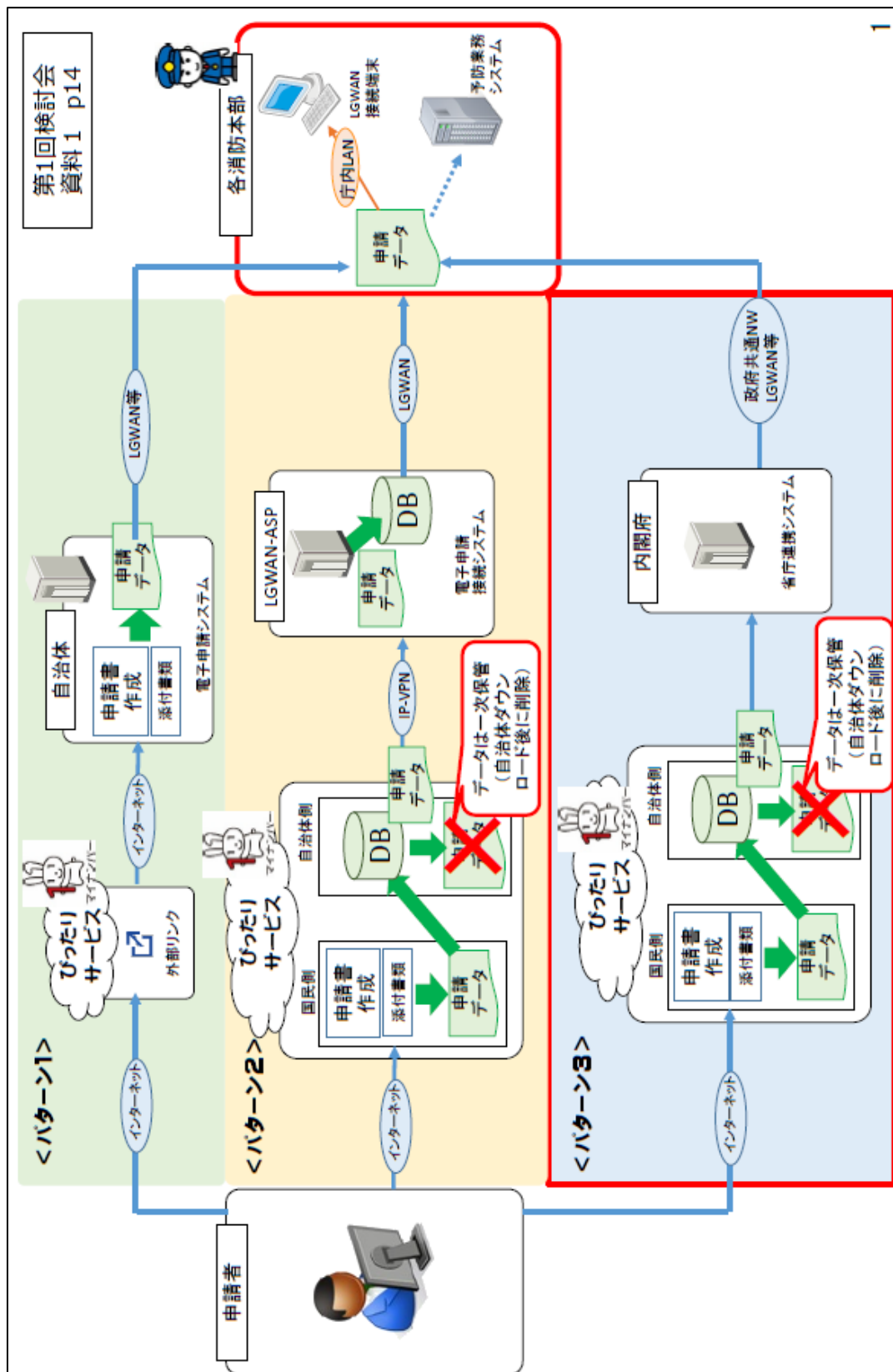


図 2-1 マイナポータル・ぴたりサービスを利用した電子申請等のパターン

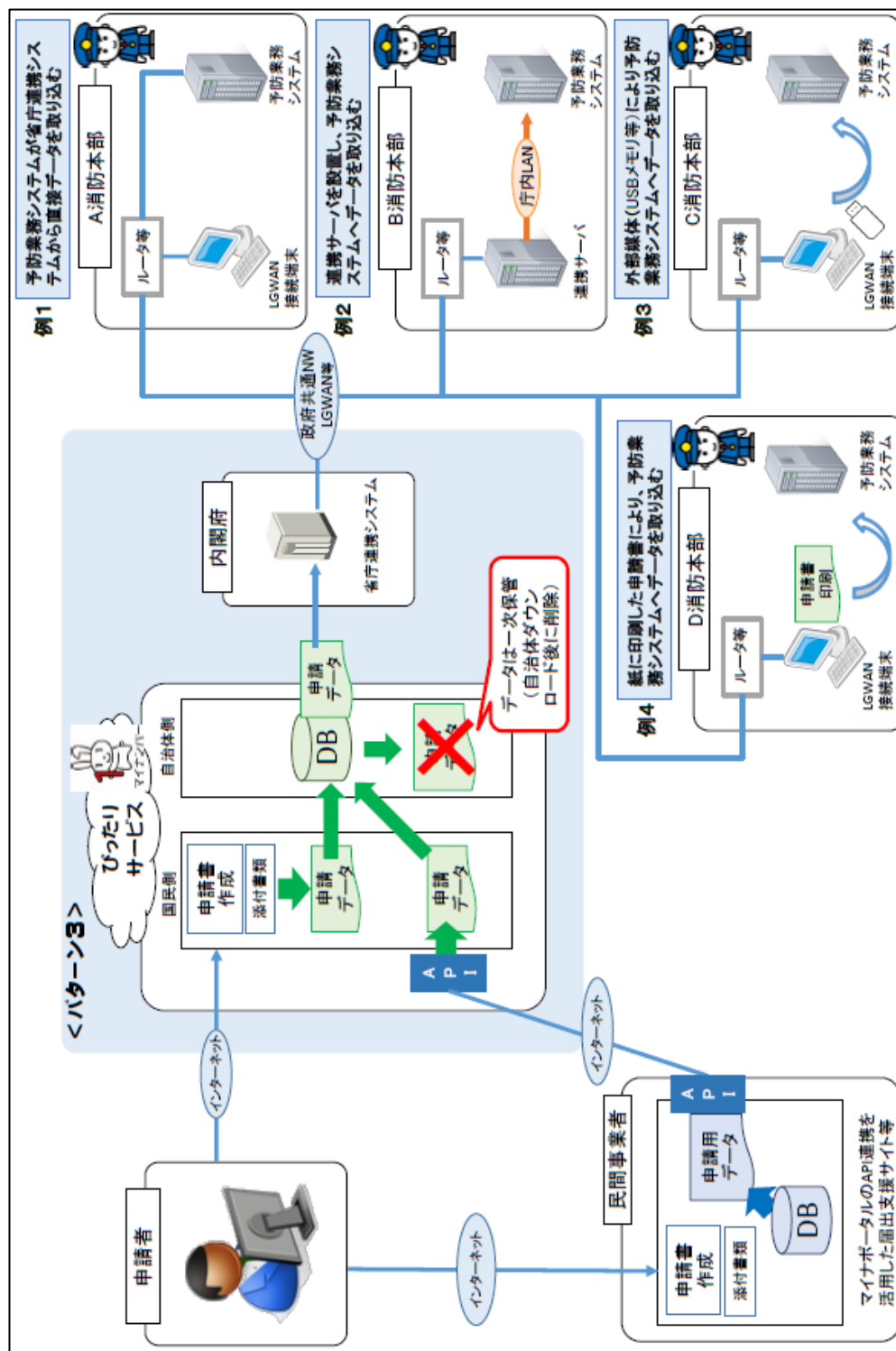


図 2-2 マイナポータル・ぴたりサービス(パターン3)を利用した場合のシステム構成例

○ 電子申請等を行う場合の標準様式の検討①

標準様式として整理したデータ項目は、現行の法令様式等を踏まえ最低限必要な事項に運用上必要となる項目を追加したものである。あわせてそれらの項目を入力フォームイメージとして示し、それをもとにプルダウンやラジオボタンの利用等による入力簡素化、利便性向上等に向けた手法について検討を行った。

○ 電子申請等を行う場合の業務プロセスの検討①

各手続について、紙ベースで実施している現行の業務プロセスと、電子申請等を導入した場合の業務プロセスとを比較し、その差異について検討を行った。

2.1.3 第3回検討会

(1) 日時

令和3年6月28日（月）15:00～17:00 ※WEB 会議

(2) 議事概要

○ 主な指摘事項の整理

前回の検討会における指摘事項やぴったりサービスの機能に関わる主な論点等について、改めて考え方や対応方針を確認した。

○ 電子申請等を行う場合の標準様式の検討②、電子申請等を行う場合の業務プロセスの検討②

前回に引き続き標準様式として整理したデータ項目及び業務プロセスについて検討を行った。あわせて、届出日の自動表示や郵便番号からの住所変換等を始めとして、利用者の負担軽減のための対応策について議論を行った。

○ 実証実験の実施方針

これまでの標準様式や業務プロセスに関する議論等を踏まえ、実際に五つの消防本部においてぴったりサービスを利用して電子申請等を受け付け、その実効性について、消防本部・事業者双方のユーザビリティの観点から検証を行うための実証実験の実施方針について確認した。

また、検証の一環として、手続に係る処理時間や紙の削減量について効果測定を実施することを確認した。

2.1.4 第4回検討会

(1) 日時

令和3年12月9日（木）10:00～12:00 ※WEB会議

(2) 議事概要

○ （実施後追記予定）

2.2 消防本部との意見交換

検討会の合間に、委員として参加している消防本部との間で3回の意見交換を実施し、その際に指摘があった主な事項は以下のとおりである。

- 添付資料の数が多いとデータの保存が負担になる可能性もあり、効率化する必要がある。
- 入力時に不備が生じないよう、補足説明するなどの対応が必要。
- 「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出」の標準業務プロセスでは、検査済証は電子メールで送付することとなっているが、情報セキュリティポリシーとの関係から電子メールで送付できない場合もあるのではないか。
- 条例等に基づいて「工事整備対象設備等着工届出」と同時に届出を行っているような消防用設備等関連の手続（例えば連結送水管に関するもの）も含めて対応できないか。
- 入力フォームで防火対象物の所在地などを入力する項目は、誤入力のないようにプルダウンなどで確実に入力できるようにしてほしい。
- ひらがな、カタカナなどが混在していると自動処理にも支障が出るため、入力フォームにおいて入力制限を設定するなど対応してほしい。

3 電子申請等を行う場合の標準様式の作成

火災予防分野における電子的な標準様式（電子申請等の際に使用する標準的な様式）の作成に向けて、現状の法令様式の処理状況及び管理項目を調査し、業務プロセスのフローチャートの検討結果を踏まえながら、電子申請等で必要となるデータ項目を洗い出し、表形式で整理した。また、各種手続で添付される書類については、ファイル形式や添付の要否を精査し、電子申請時に添付すべき書類の整理を行った。

なお、本整理の範囲は 1.3.1 で対象とした様式を用いる手続とした。

3.1 標準様式について

3.1.1 標準化検討経緯

現行の法令様式を踏まえ、電子申請等で必要となるデータ項目について検討を行った。

(1) 必要なデータ項目の整理

現行の法令様式で記入を求めている項目に加え、テナント名など実際の手続時に各消防本部が追加的に把握している項目を整理したほか、対面申請から電子申請等への移行に当たり、申請者との連携をスムーズに行うために必要となる項目の検討を行った。

(2) 必要なデータ項目の標準化

郵便番号や法人名称、氏名など、複数の手続に共通する項目は手続間で桁数、データ型等の統一を図ったほか、入力負荷や入力ミスの軽減を目的として、プルダウン、ラジオボタン、チェックボックスといった選択式の入力方法の採用を積極的に検討した。

3.1.2 検討結果

検討内容及び検討結果は以下のとおり。

なお、様式ごとの検討結果は、別紙 1 として取りまとめている。

(1) 必要なデータ項目の整理

① 法令様式

現行の法令様式で記入を求めている項目ではないが、実際の手続時に消防本部が把握している項目で、必要性があると認められた以下の項目を追加した。

表 3-1 法令様式から追加した項目

項目名	検討結果
店舗名（テナント名）	防火対象物等が複合用途の場合に管理が必要なため追加する。
店舗用途（テナント部分）	
用途（消防法施行令別表第一による用途区別）	

他方、法令様式上は項目が明示されているが、電子申請等の入力フォームでは不要として差し支えない項目は削除することとした。

表 3-2 法令様式にある項目のうち削除したもの

項目名	検討結果
点検票	様式上は「別紙のとおり」と記入され、別紙が添付されることが通常であることから、電子申請等に当たっては不要な項目と判断し、削除する。

② 予防業務システムとの連携

予防業務システムへの取り込みが行われる場合がある項目については、妥当性や有効性等を検討の上、以下を採用した。

表 3-3 各種手続調査結果から追加した項目

項目名	検討結果
法人名称	様式の記入例として示されているケースもあったため、電子申請等に当たって必要な項目と判断し、追加する。
職務上の地位	

③ 電子申請等を行う場合に必要となる項目

電子申請等を受け付ける消防本部と申請者との連携を円滑に行うために必要な項目として以下を採用した。

表 3-4 電子申請等を行う場合に必要となる項目

項目名	検討結果
連絡先電話番号	電子申請等に際し、不備があった場合に連絡を行うために必要な項目であるため追加する※ ¹ 。
連絡先メールアドレス	
受付番号	申請等を特定するために必要であるため追加する※ ² 。

※1：追加する事が適当と一旦は整理したが、ぴったりサービス_外部接続インターフェース仕様書の「申請受取・CSV フォーマット仕様」でデータ項目定義も行われているため、標準様式への追加は不要と判断。しかし、ぴったりサービスの、全自治体の共通画面である「申請者情報入力」画面で入力必須とする場合の仕様上の要件から標準様式へ追加する。

※2：ぴったりサービス_外部接続インターフェース仕様書の「申請受取・CSV フォーマット仕様」でデータ項目定義も行われており、ぴったりサービスが申請完了時に自動付番する機能を有していることから、標準様式への追加は不要と判断した。

④ その他

書類の添付が必要になる場合の条件を申請者に判断させるために必要な項目として以下を採用した。

表 3-5 添付要否の判断のために必要となった項目

項目名	検討結果
共同報告の有無	届出者一覧を添付書類として登録する場合の意思確認として追加する。
消防設備士の指定	複数の消防設備士又は免状の指定がある場合に、一覧を添付書類として登録させるためのガイドとして追加する。
複数の免状の指定	免状一覧を添付書類として登録させるためのガイドとして追加する。
自衛消防組織の内部組織の編成	自衛消防組織の内部組織の編成の一覧を添付書類として登録させるためのガイドとして追加する。

項目名	検討結果
自衛消防要員の配置	自衛消防要員の配置一覧を添付書類として登録させるためのガイドとして追加する。
自衛消防組織に備え付けられている資機材	自衛消防組織に備え付けられている資機材の一覧を添付書類として登録させるためのガイドとして追加する。

(2) 必要なデータ項目の標準化

① 手続間の整合性

複数の手続に共通する項目は手続間で整合を図った。

表 3-6 手続間の整合性を図り追加した項目

項目名	検討結果
郵便番号	一部の様式では記入項目とされているため、記入項目とされていない様式には、住所入力の実便性向上、及び入力される住所の表記揺れ、誤字等の回避の観点※から追加する。
法人名称	一部の様式では記入項目とされているため、記入項目とされていない様式には追加する。
職務上の地位	法人名称のみ記入項目とされている様式について、法令様式と職務上の地位は一体として記入を求めること適当と考えられるため、追加する。

※ぴたりサービスの用意する郵便番号から住所に変換する機能を利用する。

② 選択式の検討

プルダウン、ラジオボタン、チェックボックスといった選択式の入力方法の採用を積極的に検討した。

表 3-7 選択式の入力方法とした項目

項目名	選択肢	検討結果
届出種別	(一例) 作成、 変更	紙ベースでは窓口で聞き取っていた内容について、電子申請を行う上で消防本部側が判断しやすいよう、選択式とする。
消防計画の内容	防火、 防災、 防火・防災	紙ベースでの手続では、様式上はプレプリントされた値のうち、該当しない文字列を横線で消す運用（消さないことも可）であったが、選択肢が明確であるため、選択式の入力方法とする。
用途	表 3-8 参照	消防法施行令別表第一の項別、防火対象物の用途等から選択する入力方法とする。
防火対象物種別	甲種、 乙種	選択肢が明確であるため、選択式の入力方法とする。
管理権原の種別	単一権原、 複数権原	
資格（防火管理）	甲種（新規講習）、甲種（再講習）、乙種、その他	選択肢が明確（法令上の該当規定の選択）であるため、選択式の入力方法とする。
その他資格（令第3条第1項）	表 3-9 参照	
（※2）その他資格（規則第2条）	表 3-10 参照	
その他資格（令第47条第1項）	表 3-11 参照	
その他資格（規則第51条の5）	表 3-12 参照	
資格（防災管理）	防災管理に関する講習、その他	
共同報告の有無	有、 無	添付可否の判断のために追加する。

項目名	選択肢	検討結果
消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用	有、無	選択肢が明確（法令上の該当規定の選択）であるため、選択式の入力方法とする。
該当号	第1号、第2号、第3号、	
消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用	第1号、第2号、第3号、無	
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類	表3-13、表3-14 参照	
工事種別	新設、増設、移設、取替、改造、その他	
消防設備士の指定	有、無	添付可否の判断のために追加する。
消防設備士免状種類等	表3-15 参照	選択肢が明確（法令上の該当規定の選択）であるため、選択式の入力方法とする。
消防設備士免状交付知事	（略）	47 都道府県の中から選択する。
消防設備士免状講習受講地	（略）	
消防設備士免状受講年月	明治、大正、昭和、平成、令和	実在する年号の中から選択する。
工事整備対象設備等の種類	表3-16 参照	選択肢が明確（法令上の該当規定の選択）であるため、選択式の入力方法とする。
複数の免状の指定	有、無	添付可否の判断のために追加する。
自衛消防組織の内部組織の編成	別添のとおり、次のとおり	添付書類とするか、入力フォームで記入するか判断のために追加する。
自衛消防要員の配置	別添のとおり、次のとおり	添付書類とするか、入力フォームで記入するか判断のために追加する。

項目名	選択肢	検討結果
自衛消防組織に備え付けられている資機材	別添のとおり、次のとおり	添付書類とするか、入力フォームで記入するか判断のために追加する。
講習機関	一般財団法人 日本消防設備 安全センター	入力負荷の軽減のために追加する。
設置者情報	届出者と同じ、届出者と異なる	「設置者」の情報が「届出者」と同一の場合の入力負荷の軽減のために追加する。

③ 選択項目の管理

プルダウン形式とした項目の選択肢を手順間で統一するために、別表で一元管理することとした。

表 3-8 防火対象物の用途区分表（消防法施行令別表第一）

項別	防火対象物の用途等
(1) 項イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
(1) 項ロ	公会堂又は集会場
(2) 項イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
(2) 項ロ	遊技場又はダンスホール
(2) 項ハ	性風俗営業店舗等
(2) 項ニ	カラオケボックス等
(3) 項イ	待合、料理店その他これらに類するもの
(3) 項ロ	飲食店
(4) 項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5) 項イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(5) 項ロ※1※2	寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6) 項イ(1)	病院（特定診療科名を有し、療養病床又は一般病床を有する）
(6) 項イ(2)	診療所（特定診療科名を有し、4人以上の患者の入院施設を有する）
(6) 項イ(3)	(1)以外の病院、(2)以外の入院施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所
(6) 項イ(4)	入院施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

項別	防火対象物の用途等
(6) 項ロ (1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等
(6) 項ロ (2)	救護施設
(6) 項ロ (3)	乳児院
(6) 項ロ (4)	障害児入所施設
(6) 項ロ (5)	障害者支援施設等（避難が困難な障害者等の入所）
(6) 項ハ (1)	老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター等
(6) 項ハ (2)	更生施設
(6) 項ハ (3)	助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター等
(6) 項ハ (4)	児童発達支援センター等
(6) 項ハ (5)	身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム等
(6) 項ニ	幼稚園又は特別支援学校
(7) 項※ ¹	各種学校等その他これらに類するもの
(8) 項※ ¹	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9) 項イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(9) 項ロ※ ¹	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10) 項※ ¹	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
(11) 項※ ¹	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12) 項イ※ ¹	工場又は作業場
(12) 項ロ※ ¹	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13) 項イ※ ¹	自動車車庫又は駐車場
(13) 項ロ※ ¹ ※ ²	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14) 項※ ¹ ※ ²	倉庫
(15) 項※ ¹	前各項に該当しない事業場
(16) 項イ	特定用途の複合
(16) 項ロ※ ¹	非特定用途の複合
(16 の 2) 項	地下街
(16 の 3) 項※ ¹ ※ ²	準地下街
(17) 項※ ¹	文化財
(18) 項※ ¹ ※ ²	延長 50 メートル以上のアーケード

項別	防火対象物の用途等
(19) 項※1※2	市町村長の指定する山林
(20) 項※1※2	総務省令で定める舟車

※1 防火対象物点検結果報告では不要（非特定用途）

※2 自衛消防組織設置（変更）届出書、防災管理点検結果報告では不要

表 3-9 消防法施行令第3条第1項（防火管理者の資格）

号	資格内容
第1号ロ	大学等で総務大臣指定の学科等を卒業し1年以上防火管理の実務経験を有するもの
第1号ハ	市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あった者
第1号ニ	総務省令で定める防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

表 3-10 消防法施行規則第2条

（防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）

号	資格内容
第1号	安全管理者として選任された者
第1の2号	防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得し、免状を交付されている者
第2号	危険物保安監督者として選任され、甲種危険物取扱者免状を交付されている者
第3号	保安管理者として選任された者
第4号	国・都道府県の消防の事務に従事し、一年以上管理的又は監督的な職にあった者
第5号	警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
第6号	建築主事又は一級建築士の資格を有し、一年以上防火管理の実務経験を有する者
第7号	市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
第8号	前各号に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者

表 3-11 消防法施行令第 4 7 条第 1 項 (防災管理者の資格)

号	資格内容
第 2 号	大学等で総務大臣指定の学科等を卒業し 1 年以上防災管理の実務経験を有するもの
第 3 号	市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に 1 年以上あった者
第 4 号	総務省令で定める防災管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

表 3-12 消防法施行規則第 5 1 条の 5
(防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

号	資格内容
第 1 号	安全管理者として選任された者
第 1 の 2 号	防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得し、免状を交付されている者
第 2 号	危険物保安監督者として選任され、甲種危険物取扱者免状を交付されている者
第 3 号	保安管理者として選任された者
第 4 号	国・都道府県の消防の事務に従事し、一年以上管理的又は監督的な職にあった者
第 5 号	警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
第 6 号	建築主事又は一級建築士の資格を有し、一年以上の防火管理及び防災管理の実務経験を有する者
第 7 号	市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
第 8 号	前各号に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者

表 3-13 消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類＜設置届＞

No.	内容
1	消火器
2	屋内消火栓設備
3	スプリンクラー設備
4	水噴霧消火設備
5	泡消火設備

No.	内容
6	不活性ガス消火設備
7	ハロゲン化物消火設備
8	粉末消火設備
9	屋外消火栓設備
10	動力消防ポンプ設備
11	自動火災報知設備
12	ガス漏れ火災警報設備
13	漏電火災警報器
14	消防機関へ通報する火災報知設備
15	非常警報設備
16	避難器具
17	誘導灯及び誘導標識
18	消防用水
19	排煙設備
20	連結散水設備
21	連結送水管
22	非常コンセント設備
23	無線通信補助設備
24	総合操作盤
25	パッケージ型消火設備
26	パッケージ型自動消火設備
27	共同住宅用スプリンクラー設備
28	共同住宅用自動火災報知設備
29	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
30	特定小規模施設用自動火災報知設備
31	加圧防排煙設備
32	複合型居住施設用自動火災報知設備
33	特定駐車場用泡消火設備
34	特殊消防用設備等

表 3-14 消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類＜点検報告＞

No.	内容
1	消火器具
2	屋内消火栓設備
3	スプリンクラー設備
4	水噴霧消火設備
5	泡消火設備
6	不活性ガス消火設備
7	ハロゲン化物消火設備
8	粉末消火設備
9	屋外消火栓設備
10	動力消防ポンプ設備
11	自動火災報知設備
12	ガス漏れ火災警報設備
13	漏電火災警報器
14	消防機関へ通報する火災報知設備
15	非常警報器具及び設備
16	避難器具
17	誘導灯及び誘導標識
18	消防用水
19	排煙設備
20	連結散水設備
21	連結送水管（共同住宅用連結送水管）
22	非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）
23	無線通信補助設備
24	非常電源（非常電源専用受電設備）
25	非常電源（自家発電設備）
26	非常電源（蓄電池設備）
27	非常電源（燃料電池設備）
28	配線
29	総合操作盤
30	パッケージ型消火設備

No.	内容
31	パッケージ型自動消火設備
32	共同住宅用スプリンクラー設備
33	共同住宅用自動火災報知設備
34	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
35	特定小規模施設用自動火災報知設備
36	加圧防排煙設備
37	複合型居住施設用自動火災報知設備
38	特定駐車場用泡消火設備
39	特殊消防用設備等

表 3-15 消防設備士免状種類等

区分	種別
甲種	特類
甲種	第 1 類
甲種	第 2 類
甲種	第 3 類
甲種	第 4 類
甲種	第 5 類
乙種	第 1 類
乙種	第 2 類
乙種	第 3 類
乙種	第 4 類
乙種	第 5 類
乙種	第 6 類
乙種	第 7 類

表 3-16 工事整備対象設備等の種類

項番	内容
1	屋内消火栓設備
2	スプリンクラー設備
3	水噴霧消火設備
4	泡消火設備

項番	内容
5	不活性ガス消火設備
6	ハロゲン化物消火設備
7	粉末消火設備
8	屋外消火栓設備
9	自動火災報知設備
10	ガス漏れ火災警報設備
11	消防機関へ通報する火災報知設備
12	避難器具
13	総合操作盤
14	パッケージ型消火設備
15	パッケージ型自動消火設備
16	共同住宅用スプリンクラー設備
17	共同住宅用自動火災報知設備
18	住戸用自動火災報知設備
19	特定小規模施設用自動火災報知設備※
20	複合型居住施設用自動火災報知設備
21	特定駐車場用泡消火設備
22	特殊消防用設備等

※すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十年消防庁告示第二十五号。以下「告示」という。）第二第五号ただし書の規定により受信機を設置しないもの（告示第二第二号の規定に基づき、中継器を設置するものを除く。）を除く。

3.2 添付資料について

3.2.1 電子申請等における添付資料等への対応に関する検討

消防本部に申請・届出がなされる火災予防分野の手続で、電子申請等の導入に関する検討対象としている 10 様式については、それぞれ添付書類を求めているが、特に、「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書」及び「工事整備対象設備等着工届出書」については、消防用設備等に関する図書など、図面をはじめとした各種の添付書類を求めている。

他方で、ぴったりサービスは 10MB を超える申請データの送信ができない仕様となっているため、電子申請等に当たり、これらの届出書類及び添付書類全ての添付を求めた場合、データの容量が 10MB を超える場合が想定される。

このため、添付資料を含めた申請データが 10MB を超えてしまう場合の対応について検討を行った。

3.2.2 検討結果

申請データの容量が 10MB を超える場合は、以下の対応とする（申請データの容量が 10MB を超えない場合は、通常どおり申請データを送信する。）。

- 1.ぴったりサービスによる電子申請システム上は、「添付書類一覧表」を添付する。
- 2.各添付資料は、別途、電子メール等により消防本部へ送付する。
- 3.ぴったりサービスによる電子申請システム上の手続と、電子メール等により消防本部へ送付する添付書類との関係は、「受付番号」によって管理する。

なお、届出書類及び添付資料が比較的多い手続については、実務上の影響等も踏まえ、別途技術的な検討を行う場を設け、引き続き簡素化・合理化を検討していくこととする。

4 標準的な業務プロセスの検討・整理

火災予防分野における電子的な標準様式の作成に向けて、現行の標準的な業務プロセス及び電子申請等を行う場合の標準的な業務プロセスについて検討し、フローチャート形式で整理した。

なお、標準的な業務プロセスの検討及び整理の範囲は 1.3.1 で対象とした手続とした。

4.1 現行の標準的な業務プロセス

4.1.1 現行の標準的な業務プロセスの検討経緯

現行の標準的な業務プロセスの検討については、消防本部で実施している業務プロセスを類型化（パターン分け）し、より多くの消防本部で実施しているものを標準とする方針を元に検討を進めた。

(1) 抽出調査の実施

現行の標準的な業務プロセスを把握するため、電子申請等の導入による消防本部の業務効率化や、申請者等の電子申請等の利用促進の観点から、管内の防火対象物数が 3,000 を超える消防本部を以下のとおり規模ごとに四つの区分に分け、LGWAN と接続していること、パッケージシステムを利用していること、パッケージシステムの開発ベンダーが重複しないことに配慮しつつ、区分ごとに 4～5 か所の消防本部を抽出した。

表 4-1 防火対象物数の規模ごとの区分及び対象消防本部数

区分	規模	消防本部数
1	管内防火対象物数 3,000～5,000 未満	4
2	管内防火対象物数 5,000～10,000 未満	5
3	管内防火対象物数 10,000～20,000 未満	4
4	管内防火対象物数 20,000～	5

また、既に電子申請等を受け付けている消防本部については、電子申請等のノウハウを保有していると考えられることから、抽出調査に当たっては、防火対象物数の規模ごとの各区分に、電子申請等を実施している消防本部も含めることとした。

(2) 現行の業務プロセスの分析

当該抽出調査により把握した各消防本部における手続の現行の業務プロセスと年間の手続件数を基に、複数の消防本部における現行の標準的な業務プロセスを検証し、共通点、相違点を確認した。その際、消防本部の規模や、消防本部内でも本部と消防署

の違い等により業務量が異なることが業務プロセスに影響しうることに留意し、消防本部の規模等により業務プロセスをパターン化し、それぞれの相違点が明確となるよう整理した。

第1段階として、業務プロセスの内容を予防業務システムへ入力・保存するタイミング、申請の副本を返却するタイミング、電子申請等の導入の有無などを踏まえて処理のパターンを分け、各消防本部でどのパターンが採用されているか分析し、さらに区分ごとに最も多くの消防本部で採用されている業務プロセスを選別した。また、電子申請システム導入の有無についても考慮した。

第2段階として、区分ごとに選別された結果から、全体で最も多くの消防本部で採用されており、かつ業務の基本的な内容が共通しているパターンの業務プロセスを現行の標準的な業務プロセスとして決定することとした。

(3) 現行の標準的な業務プロセスのフローチャートの作成

地方公共団体情報システム機構「地方公共団体の情報システム調達における機能要件の表記方法に関する調査研究」（平成27年3月）を参考に、表記方法の国際標準である BPMN（Business Process Model and Notation）の手法を用いて現行の標準的な業務プロセスのフローチャートを作成した。

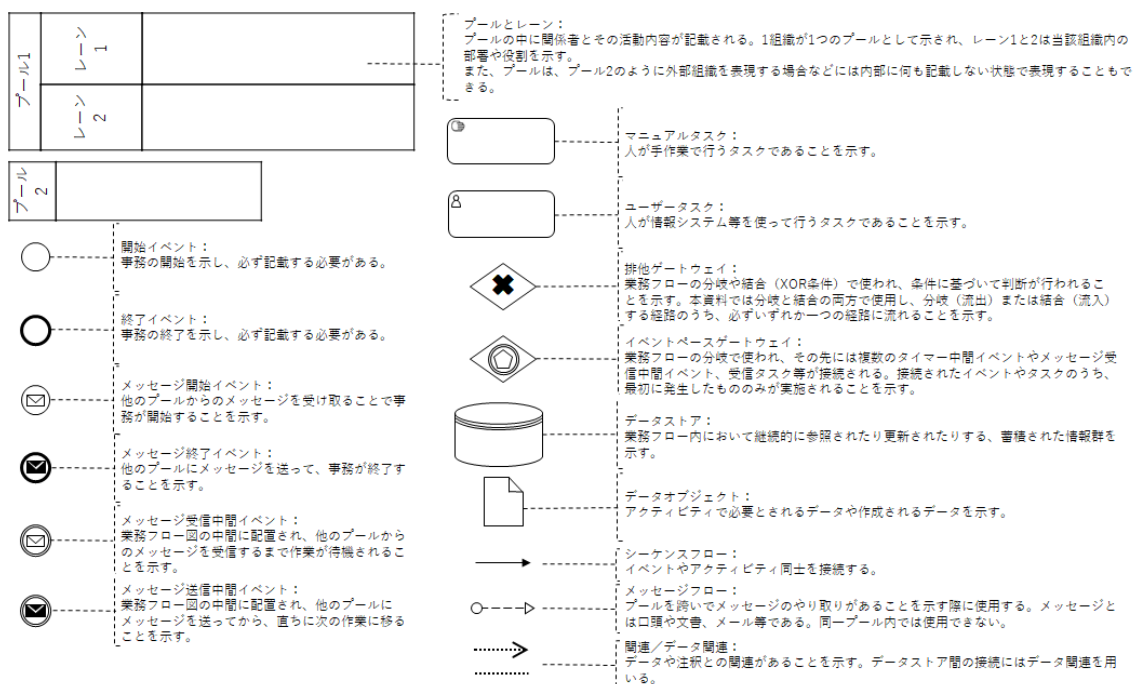


図 4-1 BPMN 凡例

4.1.2 検討結果

作成した現行の標準的な業務プロセスのフローチャートの内容について、以下項目を整理し、検討を行った。

(1) 業務プロセスのパターン化

分析の結果、消防本部ごとの電子申請等の導入対象手続における業務プロセスは、多くの消防本部で採用されている標準的な業務プロセスと基本的な内容がほぼ共通していることがわかった。予防業務システムへの入力・照合、台帳の保存、副本の返却といった作業のタイミングや、消防検査実施等の有無等の軽微なものを除くと差異はほとんどなく、電子申請システム導入の業務プロセスにおいても書面での申請との差異はないことが分かった。また、消防本部の規模や、消防本部内の本部と消防署の違いによる差異もないことが分かった。

最終的に業務プロセスの差異は消防検査の実施有無であることが分かった。そのため、業務プロセスは、消防検査の実施有無による 2 通りのパターンに分けることとした。

(2) 紙媒体の保存

抽出調査の対象とした消防本部が、紙媒体の保存を実施する業務プロセスとしていたため、紙媒体の保存を現行の標準的な業務プロセスのフローチャートにも記載することとした。

(3) 消防検査の実施

消防検査を実施する手続について、検査後に届出書を修正することが考えられるため、届出書の内容確認以降に消防検査結果確認の条件分岐を追加し、問題がある場合は届出書を修正できることとした。また、実地検査の有無に関わらず検査済証を発行する必要があることを考慮して、副本と同時に検査済証を返却することとした。これらを現行の標準的な業務プロセスのフローチャートに記載することとした。

作成した現行の標準的な業務プロセスのフローチャートは以下のとおり。

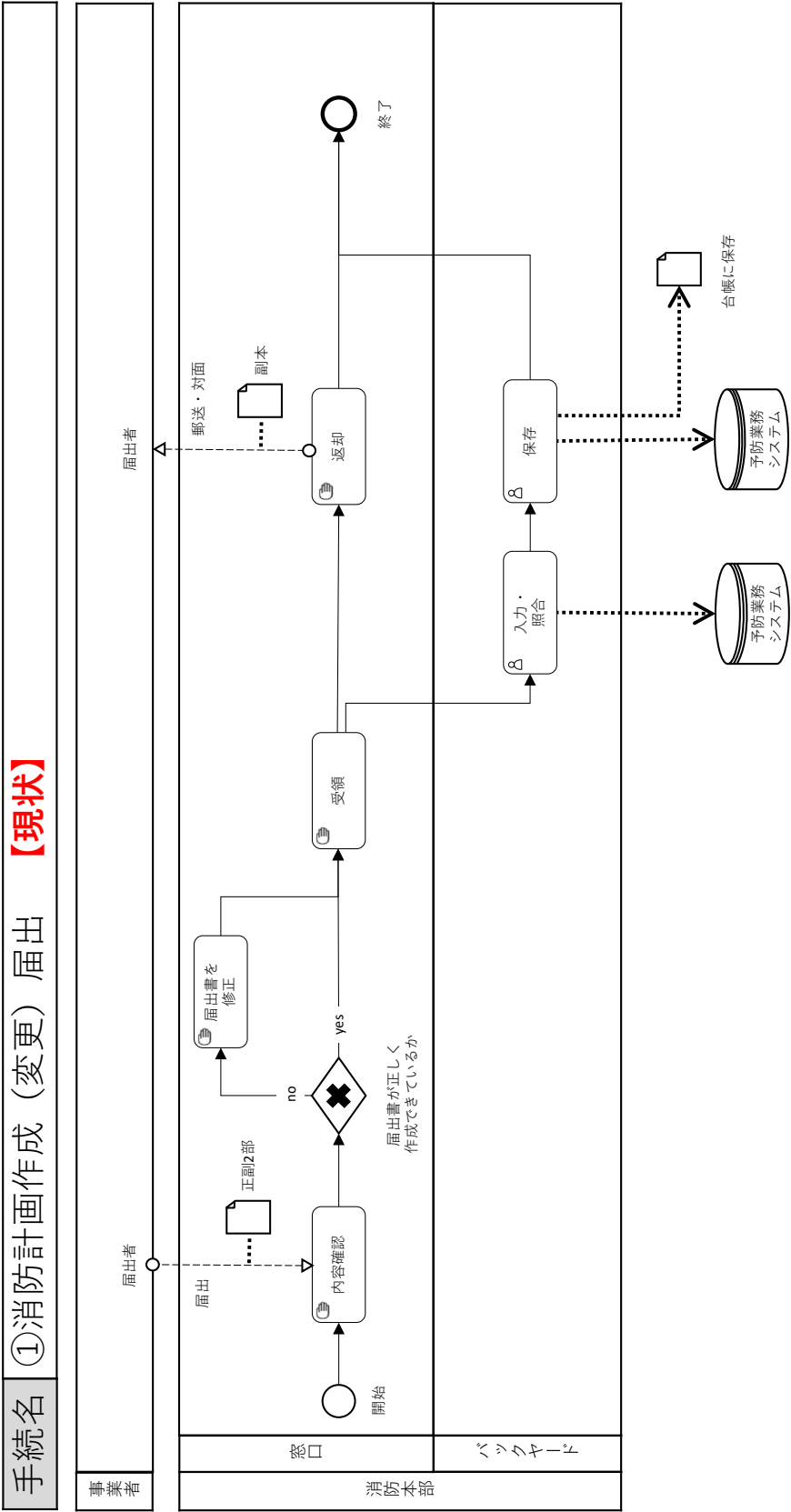


図 4-2 消防計画作成（変更）届出（現状）

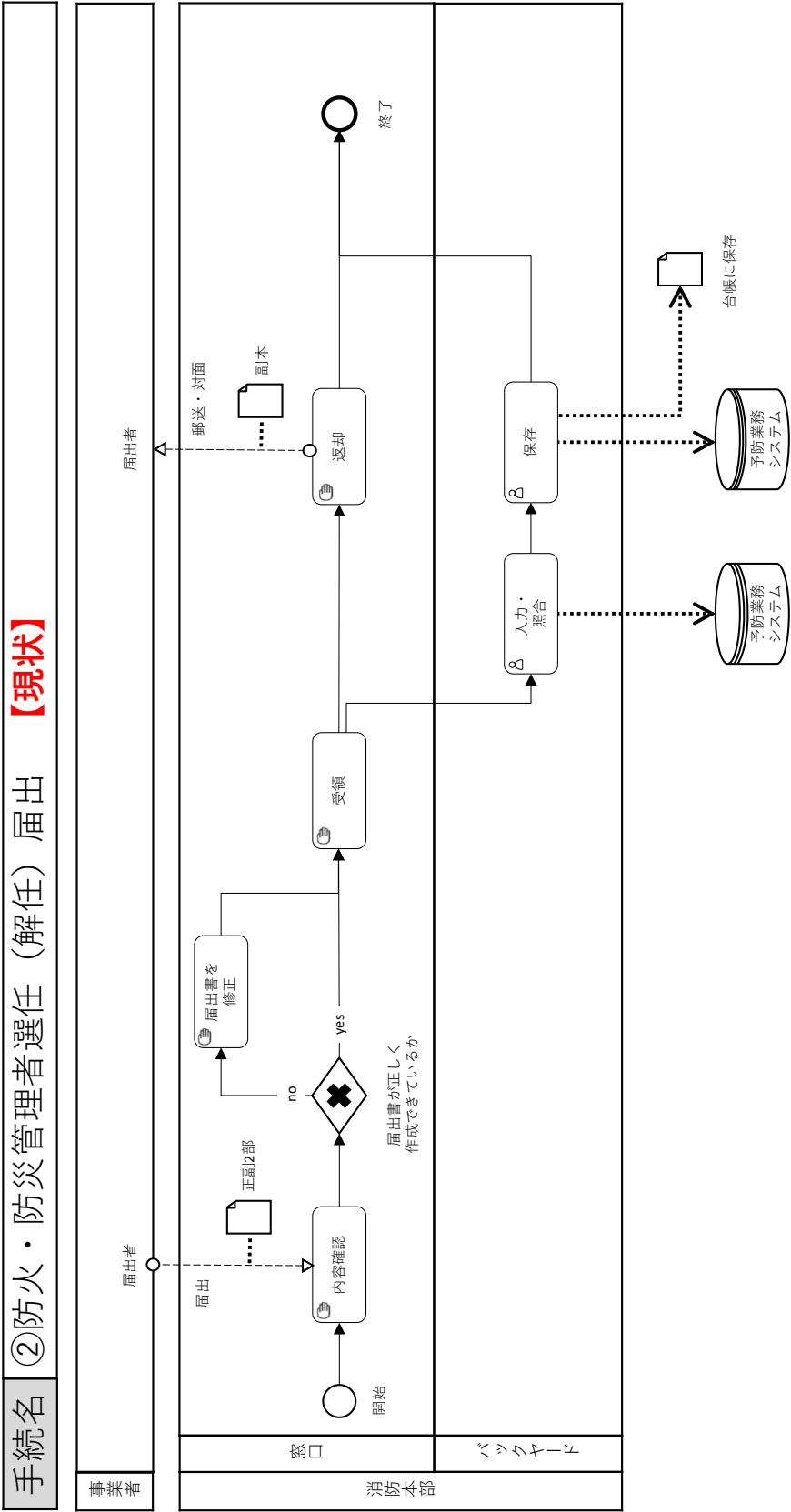


図 4-3 防火・防災管理者選任（解任）届出（現状）

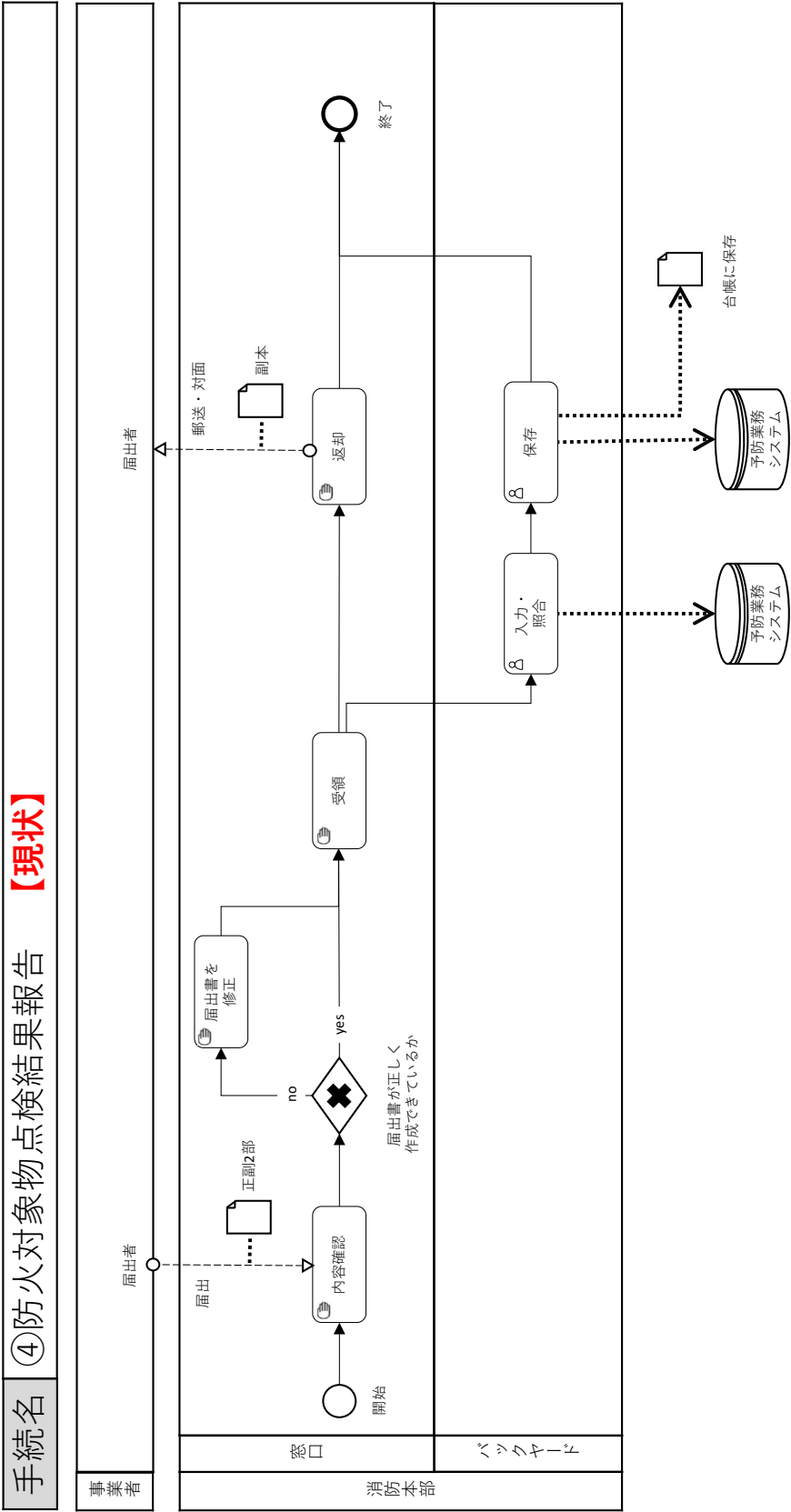


図 4-5 防火対象物点検結果報告（現状）

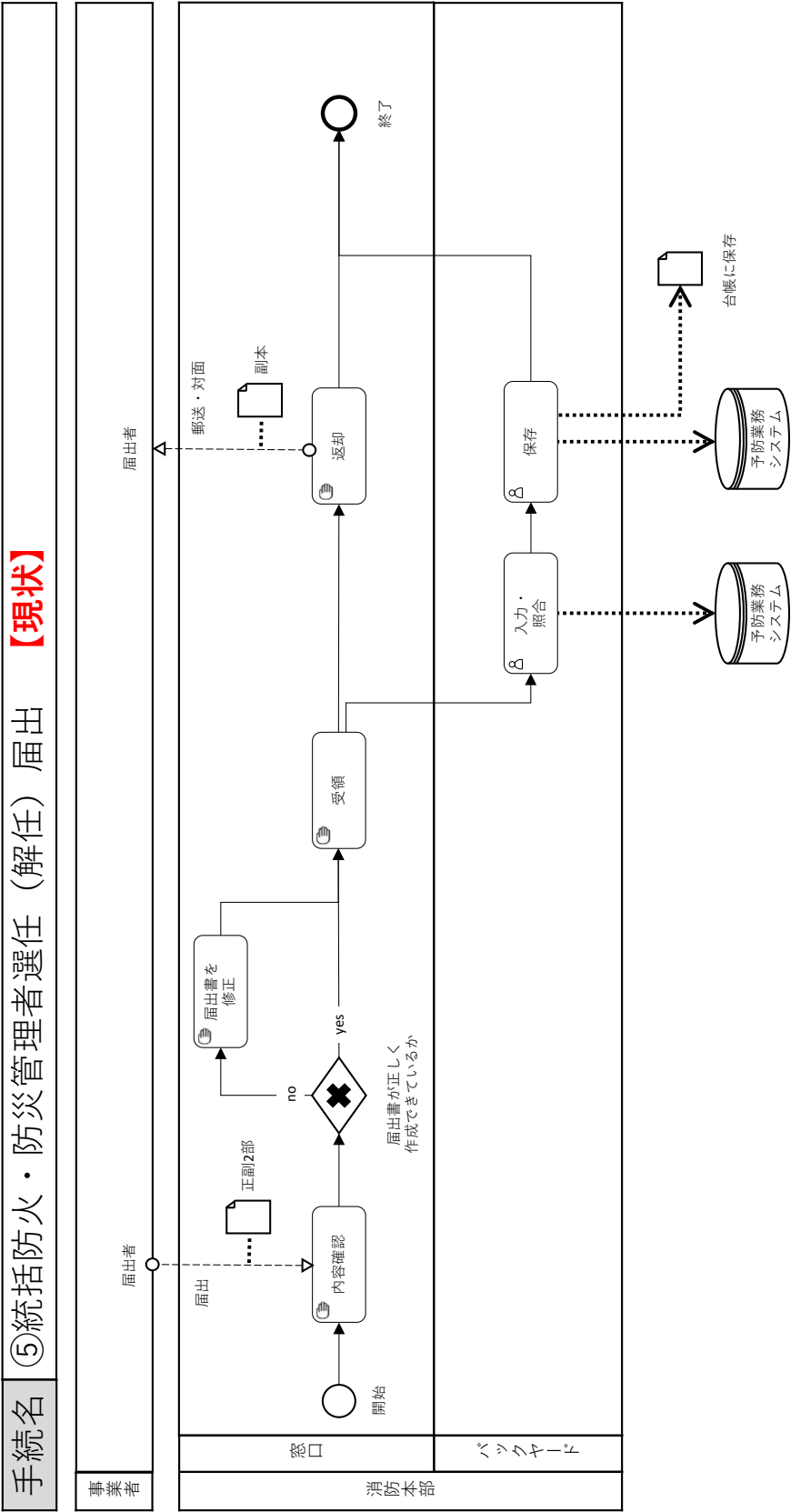


図 4-6 統括防火・防災管理者選任（解任）届出（現状）

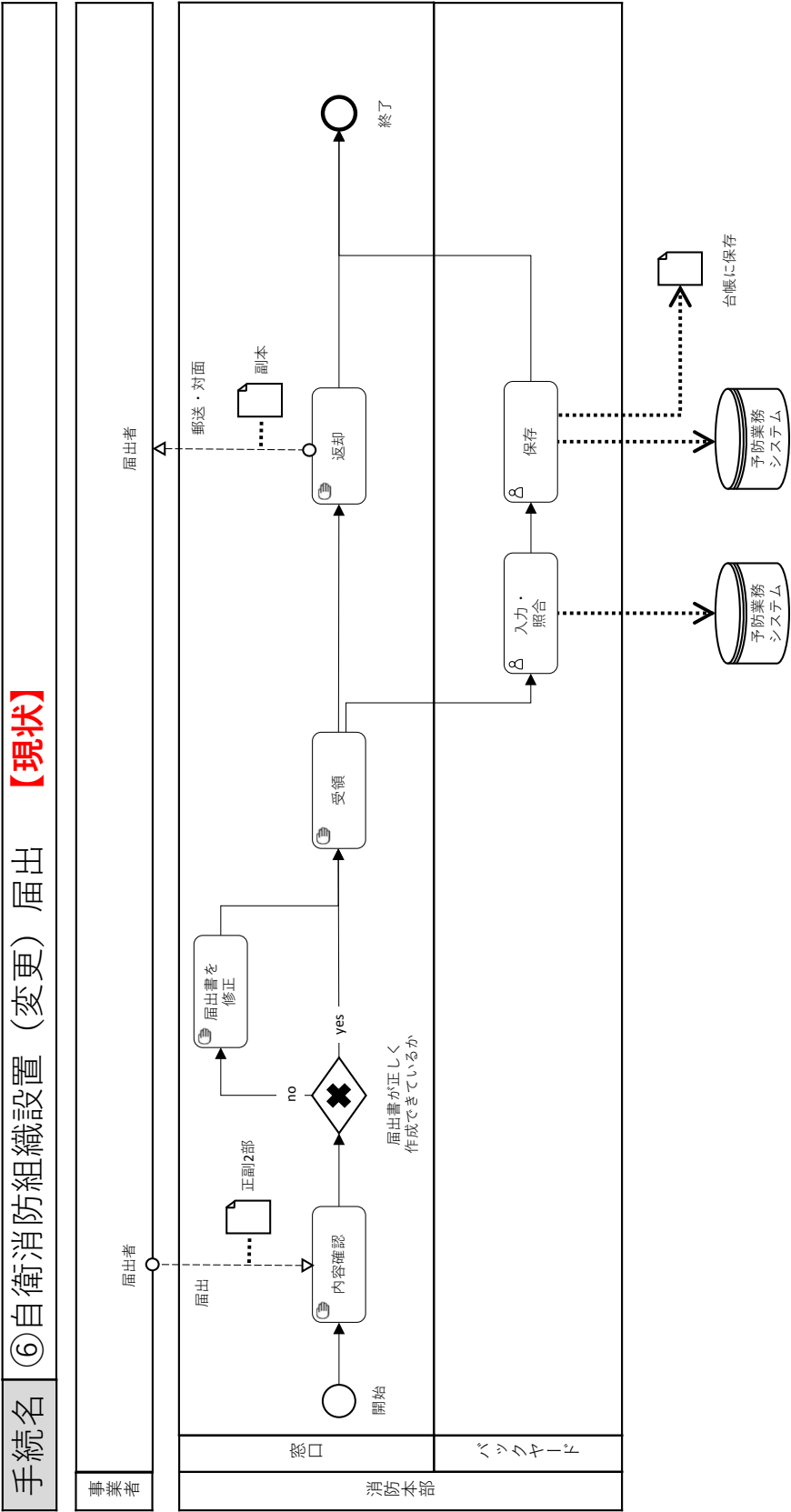


図 4-7 自衛消防組織設置（変更）届出（現状）

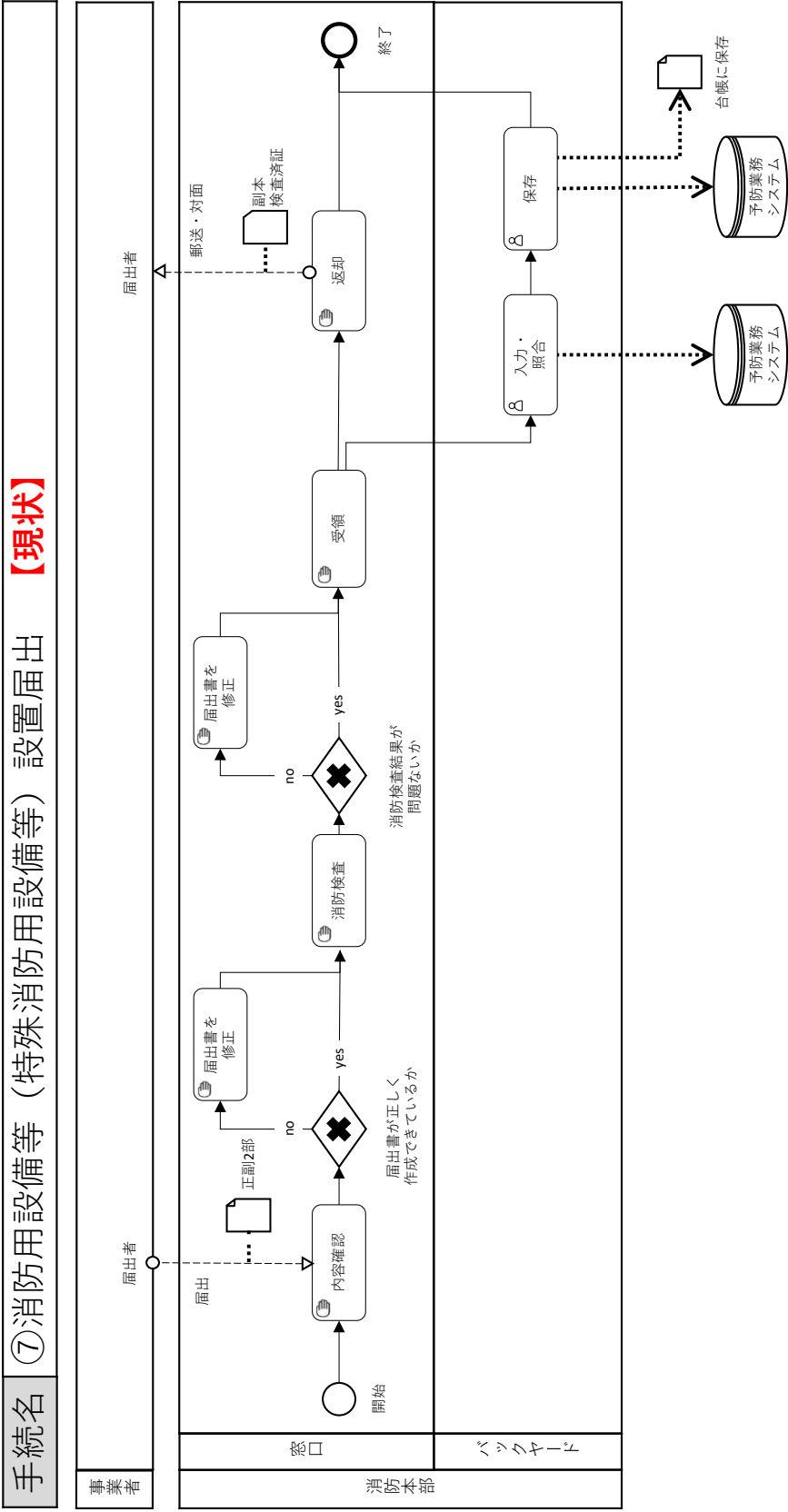


図 4-8 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出（現状）

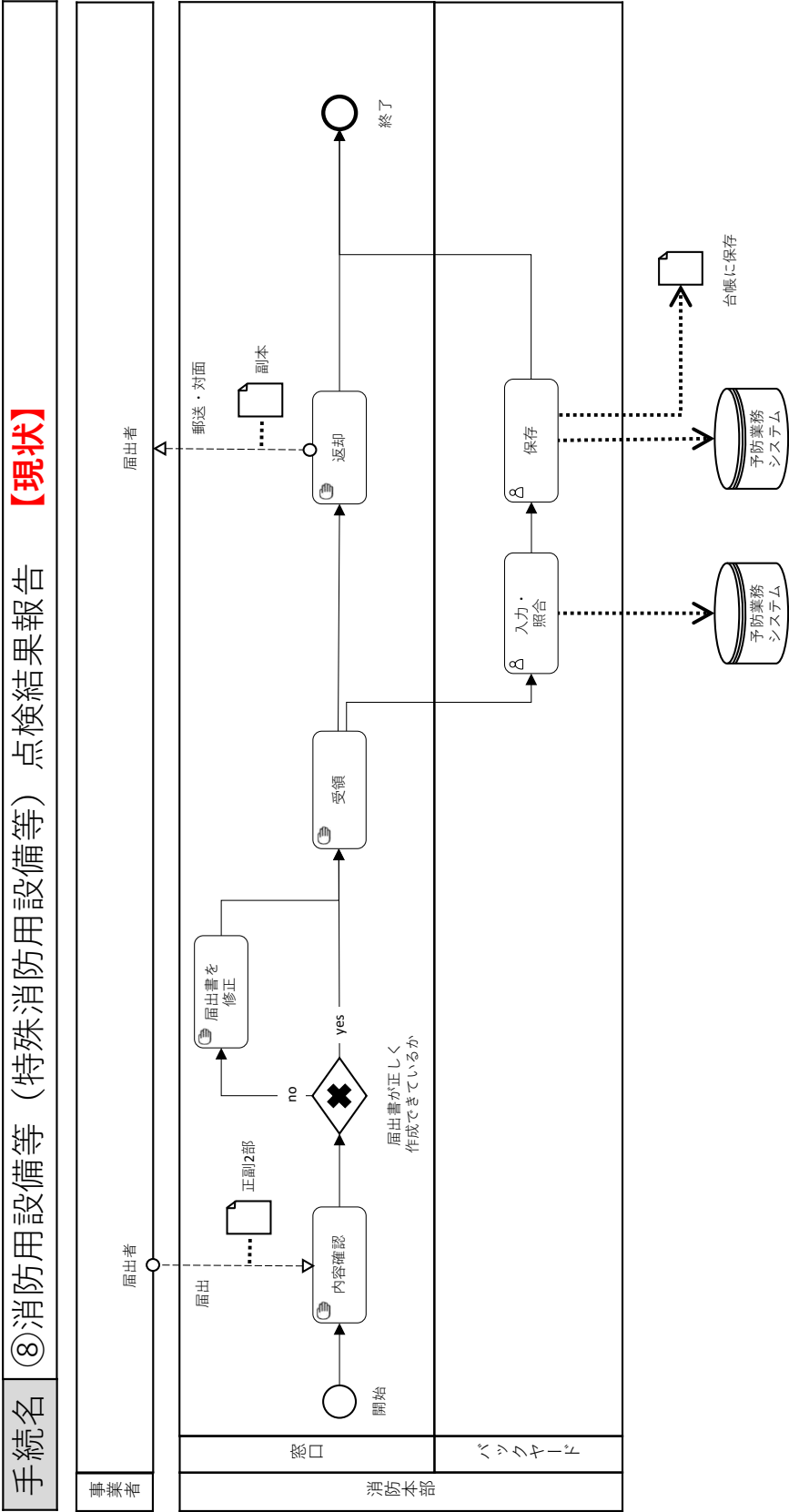


図 4-9 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告（現状）

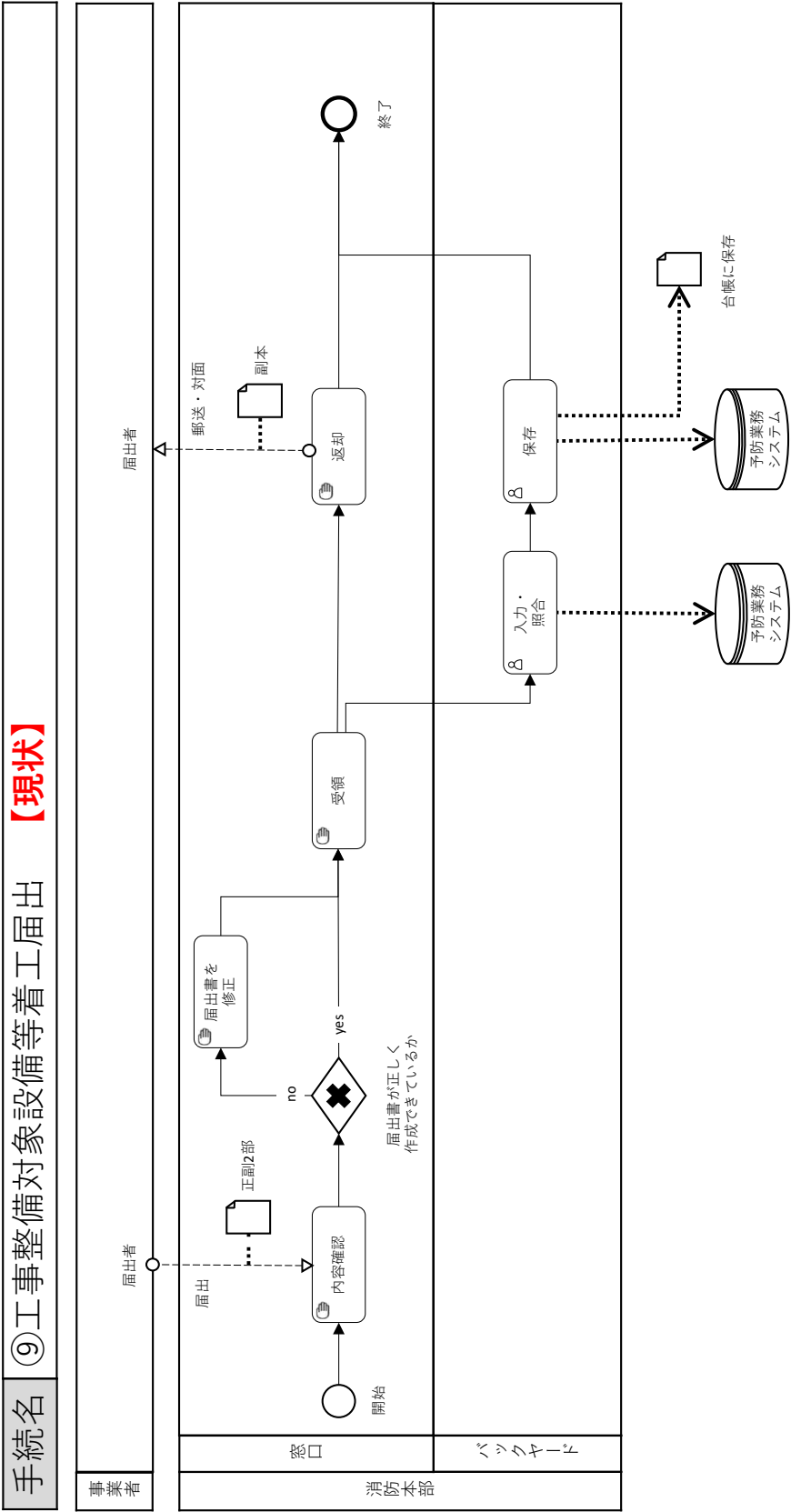


図 4-10 工事整備対象設備等着工届出（現状）

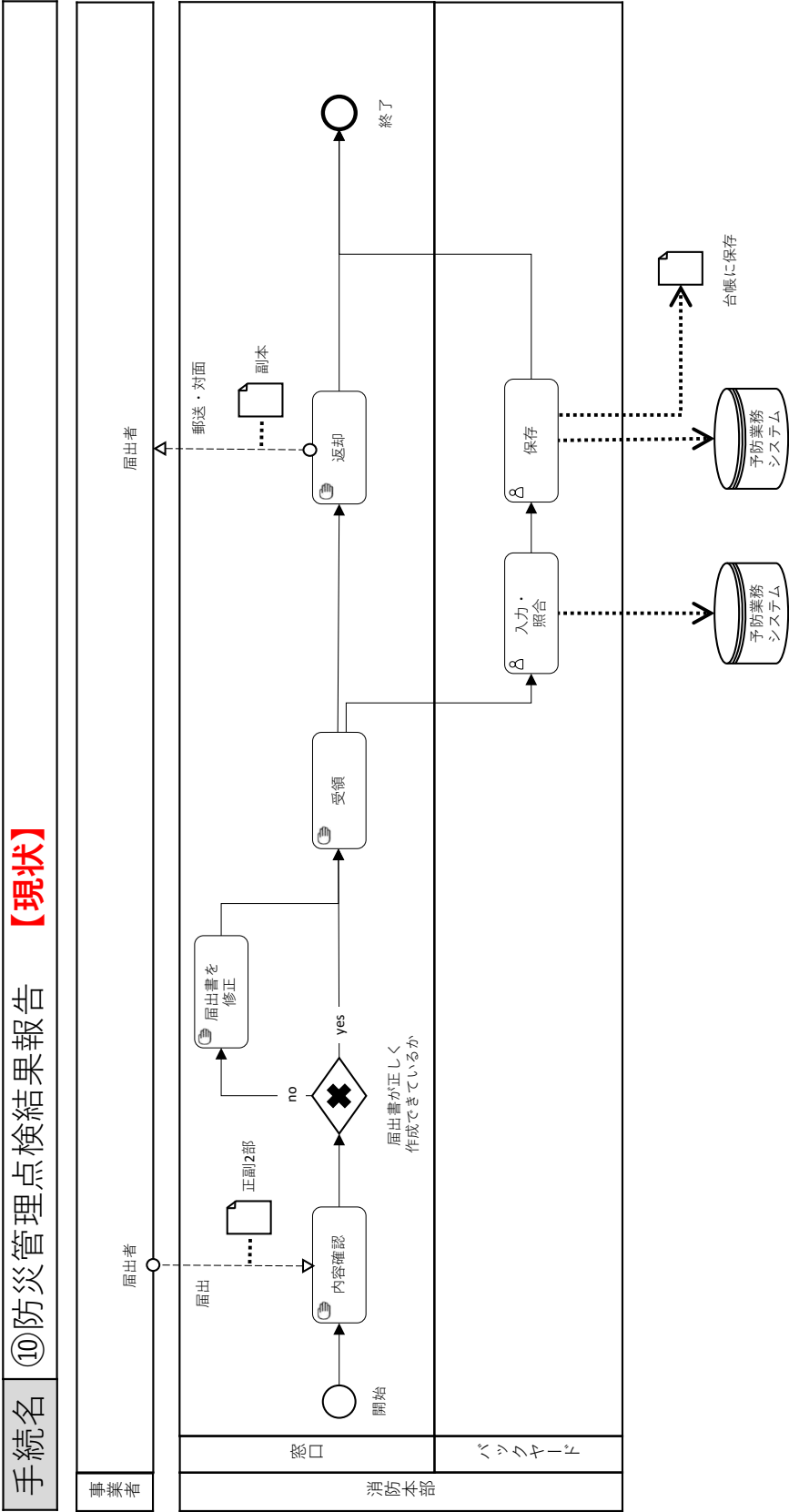


図 4-11 防災管理点検結果報告（現状）

4.2 電子申請等導入時の標準的な業務プロセス

4.2.1 電子申請等導入時の標準的な業務プロセスの検討経緯

現行の標準的な業務プロセスのフローチャートを作成した後、電子申請等導入時の標準的な業務プロセスのフローチャートを作成し、各種課題について検討した。電子申請等を行う場合の標準的な業務プロセスについては、ぴったりサービス及びマイナポータル申請管理を利用し、申請窓口を一元化する方針で検討した。

電子申請等導入時の標準的な業務プロセスのフローチャートは、ぴったりサービス及びマイナポータル申請管理を利用した場合のシステム構成に関し4例の構成を検討した。この4例の中でも、業務の効率化・合理化の視点からは、予防業務システムにおいてデータ取り込みまで完了すること（図 4-12 例 1）が望ましい構成である。

表 4-2 システム構成例

例	概要
1	予防業務システムがマイナポータル申請管理から直接データを取り込む
2	連携サーバを設置し、予防業務システムへデータを取り込む
3	外部媒体（USB メモリ等）により予防業務システムへデータを取り込む
4	紙に印刷した申請書により、予防業務システムへデータを取り込む

【留意点】

- 標準的な業務プロセスを定めるために、予防業務システムにおいて申請データを取り込める状態を望ましいものと仮定しているが、ぴったりサービスを利用して電子申請を受け付ける体制を整備するだけでも差し支えない。
- まずは電子申請自体を受け付けられる体制を整備することが重要であり、続いて予防業務システム等との連携を適宜検討されたい。

(1) 電子申請等導入時の標準的な業務プロセスのフローチャートの作成

電子申請等導入時の標準的な業務プロセスのフローチャートの作成に当たっては、現行の標準的な業務プロセスのフローチャートと同じく、BPMN の手法を用いて記述した。

また、電子申請等導入時の標準的な業務プロセスのフローチャートについても、現行の標準的な業務プロセスのフローチャート同様、消防検査の有無による 2 パターンを作成した。

(2) 電子申請等導入時の標準的な業務プロセスのフローチャートの課題検討

電子申請等導入時の標準的な業務プロセスのフローチャートについて、電子申請等の導入に当たっての課題の整理、検討を行った。

4.2.2 検討結果

電子申請等導入時の標準的な業務プロセスのフローチャートについて検討し、以下の項目について整理を行った。

(1) バックヤード作業の削除

電子申請等導入時の標準的な業務プロセスのフローチャートにおいては、窓口とバックヤードの二つのレーンを用意していたが、電子申請等を行う場合には窓口とバックヤードの区別は実質的な意味を持たないものと判断したため、電子申請等が行われた場合の業務処理は、フローチャート上、便宜的に窓口業務として整理することとした。

(2) 連携サーバ導入の要否

当初、申請データは一旦連携サーバに取り込んだのちに予防業務システムへ取り込む想定であったが、連携サーバを置く構成が必須ではない場合もあるため、マイナポータル申請管理から直接予防業務システムへ申請データを取り込む流れを標準とした。

なお、連携サーバを経由しない構成について、セキュリティ上の観点でも検討を行ったが、ぴったりサービスでは、アップロードするファイルは無害化処理が行われるとともに、自治体とは LGWAN を経由してつながることから必要な水準は保たれているものとした。

また、ぴったりサービスからマイナポータル申請管理へ申請データが連携される流れについてはフローチャートに明示した。

(3) 日付の整理

今回検討対象としている 19 手続は全て届出であるところ、行政手続法上、届出は形

式的要件を満たしていれば窓口が届いた時点で届出として完了することとなるため、フローチャート上での特段の記載は行わないこととした。

(4) 申請データ受取後の内容確定

現行の業務プロセスでは申請された正本を受け取った後、保存作業が伴うが、電子申請等の導入後も同様に、申請データの確定の後に保存作業が伴うことから、フローチャート上に内容確定するタスクを追加した。

(5) 不備があった場合の再申請

電子申請等により申請がなされたデータに不備があった場合は申請を終了し、再申請依頼を実施することとした。再申請の依頼については、利用者に対して再申請依頼メールを送信して通知することとしてフローチャートに明記した。

(6) 事前相談の取扱い

工事整備対象設備等着工届出など、消防用設備等に係る申請時に行われることが多い事前相談については、手続外の作業として扱い、フローチャートには記載しないこととした。

(7) 消防本部からのメール通知

申請が完了した際に利用者に対して送信される電子申請完了メールや、消防本部が申請データを受け取った際に利用者に対して送信される電子申請自治体受取メールは、ぴったりサービスから利用者に自動で送信されるが、消防本部が申請の内容を確定した際に、届出完了のメールをぴったりサービスから送信することが機能上できないこととなっている。そのため届出が完了したことを手続完了メールで利用者へ通知する作業をフローチャートに追加した。

予防業務システムからのメール送信については、LGWAN との接続に関してセキュリティ的な制限がある可能性があるとの意見があった。ネットワークの三層分離のセキュリティ制限がある上で実証実験を行う場合、メール送信をどのように実施すれば効率的かを考える必要があり、予防業務システムからメールの発信ができれば効率化されるので、開発ベンダーの意見等も参考とすることとした。

(8) 消防検査実施の判断

「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出」のように、消防検査がある手続については、検査後に申請書を修正することが考えられるため、「内容確認」後に申請書が正しく作成されているか確認することとしてフローチャートを整理した。

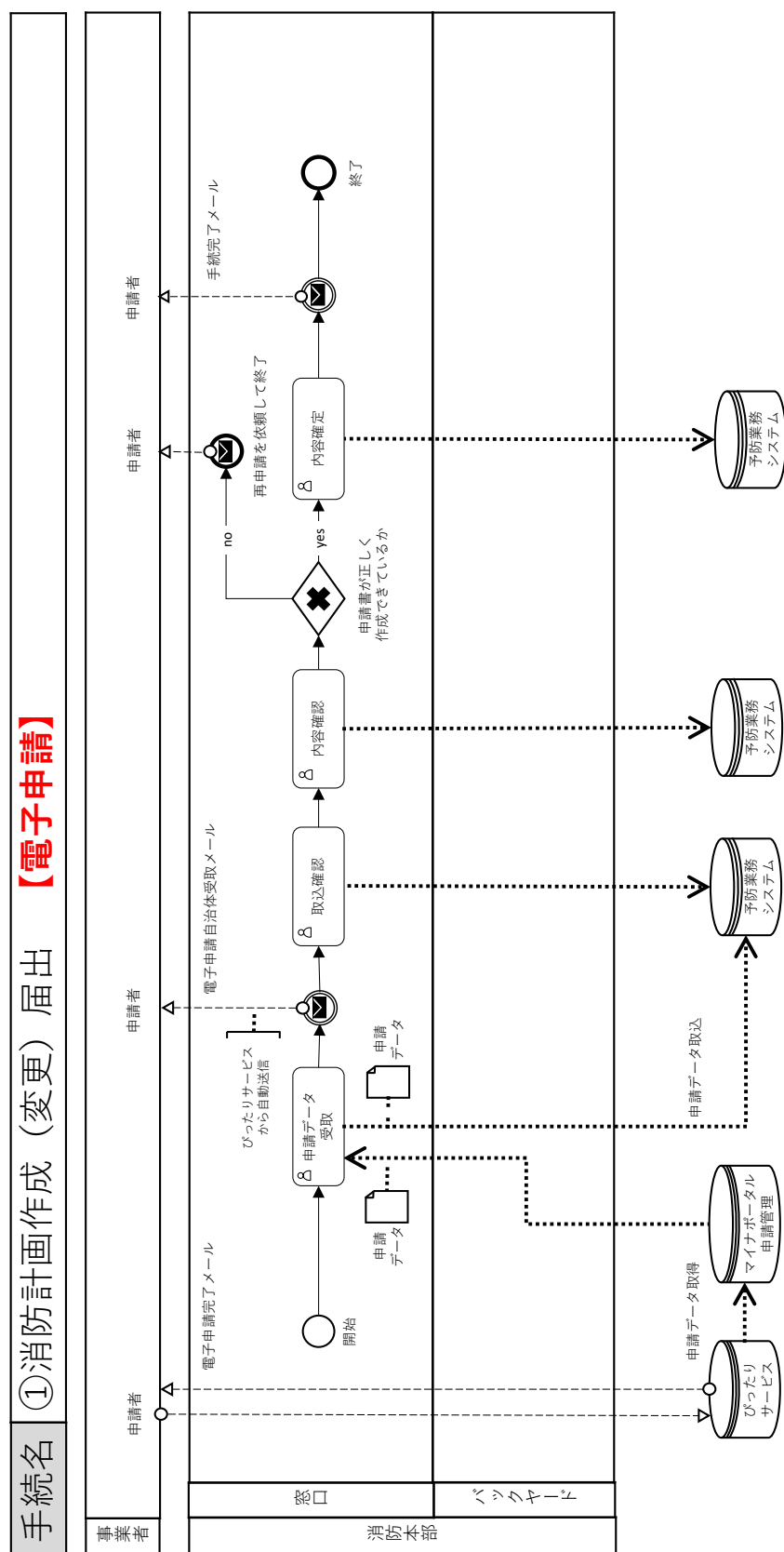
また、小規模な防火対象物に係る申請の場合は実地検査を実施しないケースもある

ため、規模に応じた消防検査の実施有無の分岐をフローチャート上に追加した。

(9) 電子申請時の考慮

ぴったりサービスを利用して届出を行う場合であっても、デジタル手続法等に基づき、消防法令上の届出義務を履行したこととなる。

検討結果を反映した電子申請等導入時の標準的な業務プロセスのフローチャートは、以下のとおり。



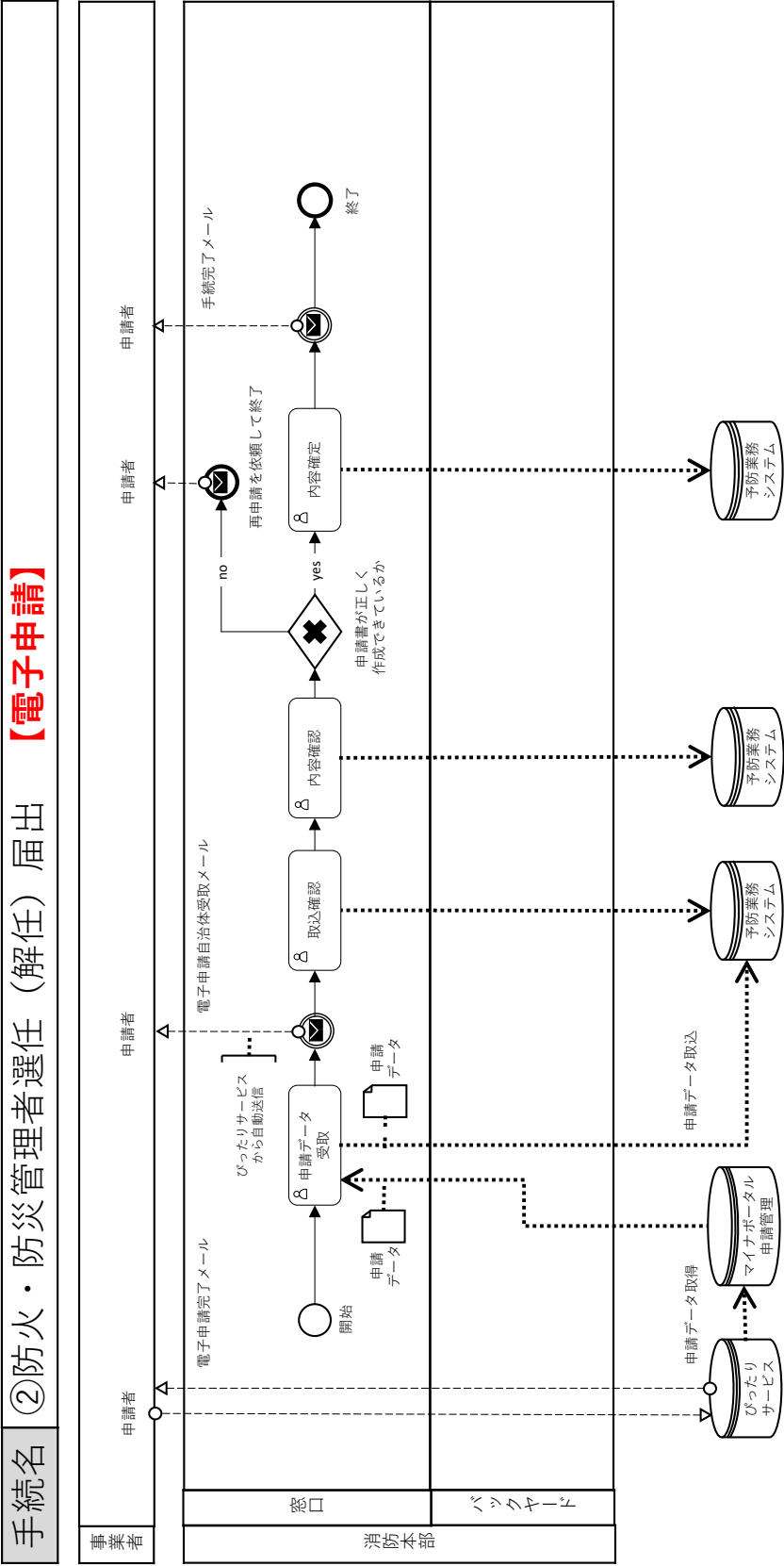


図 4-14 防火・防災管理者選任（解任）届出（電子申請）

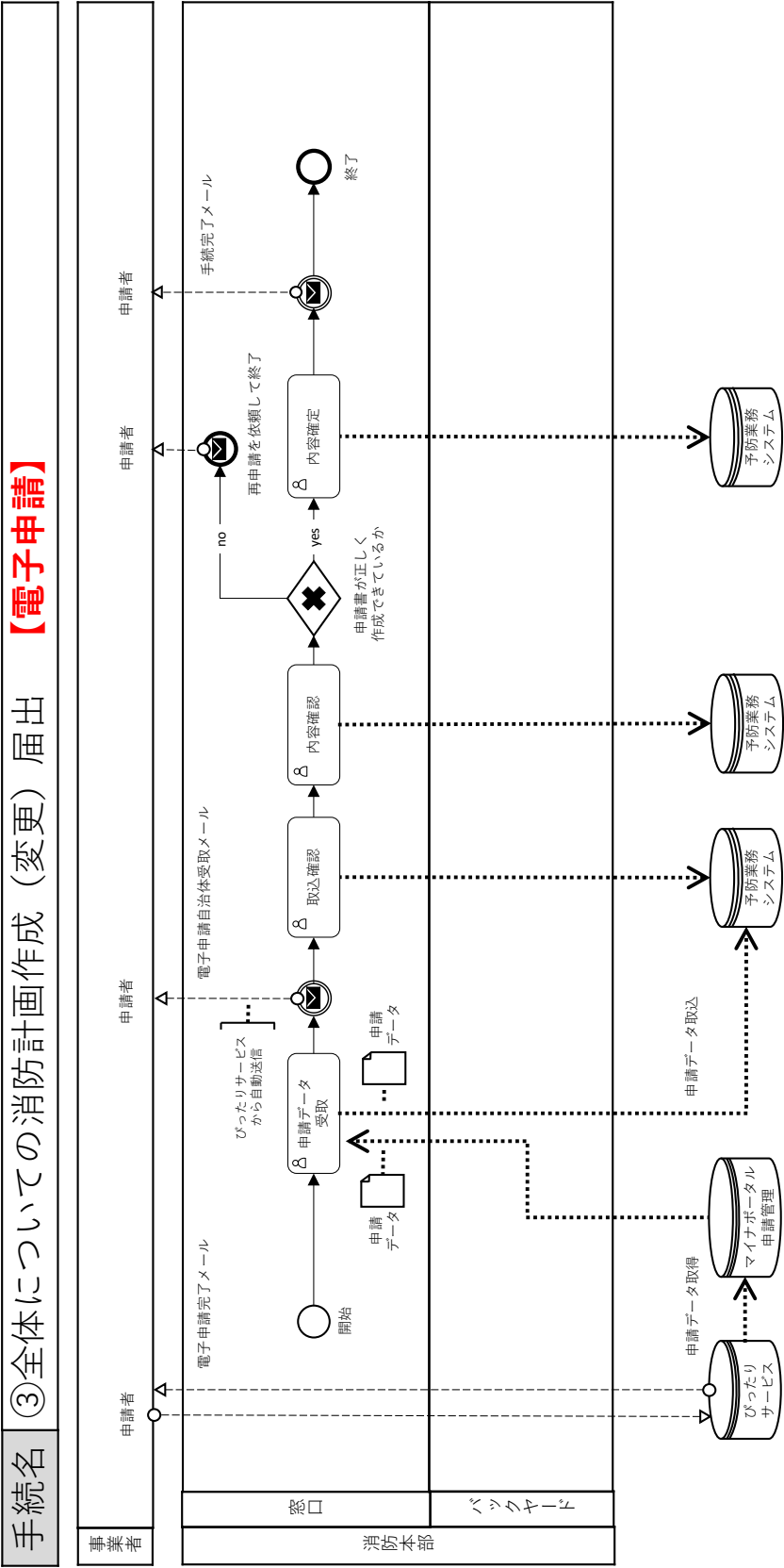
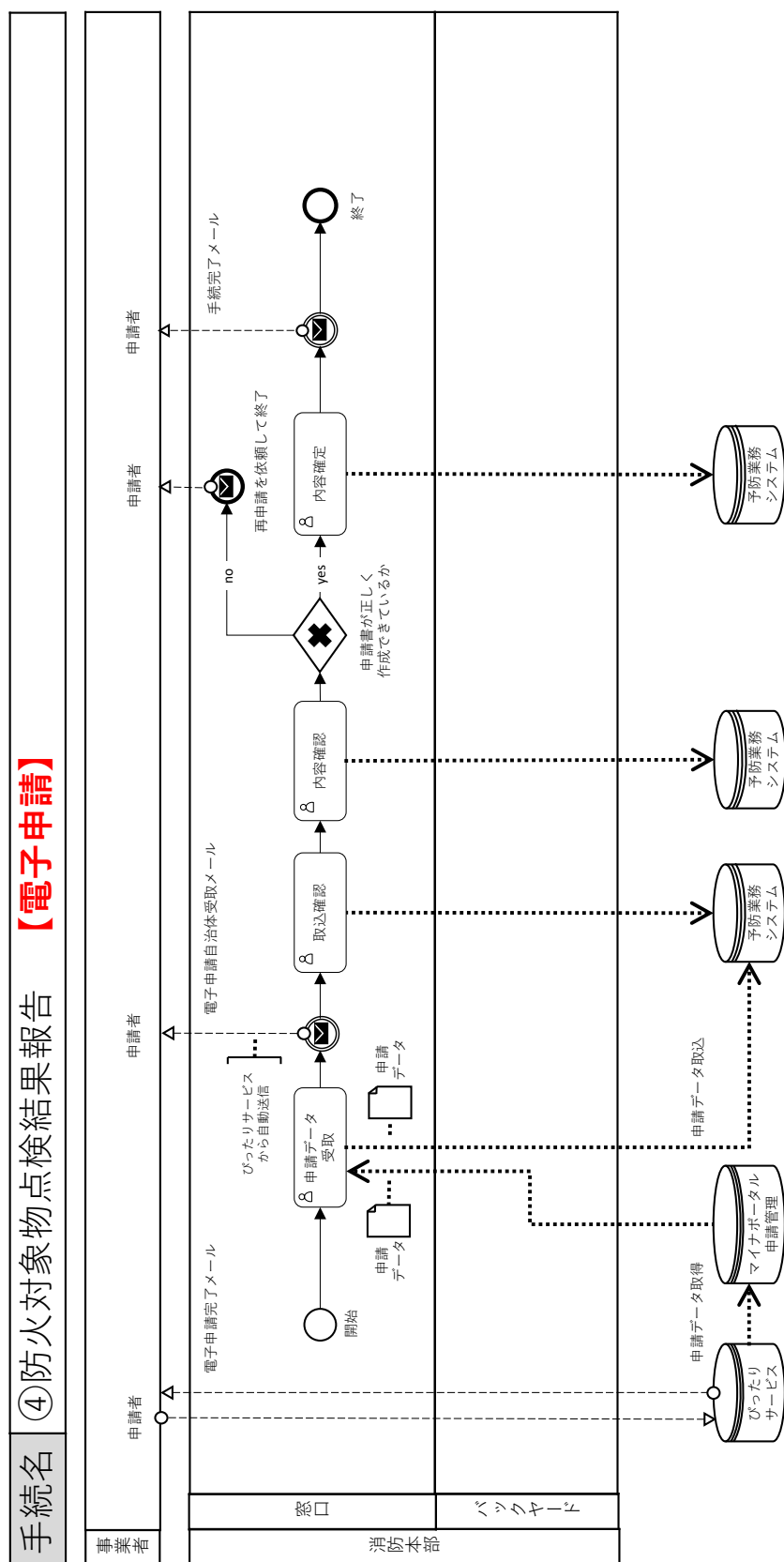


図 4-15 全体についての消防計画作成（変更）届出（電子申請）



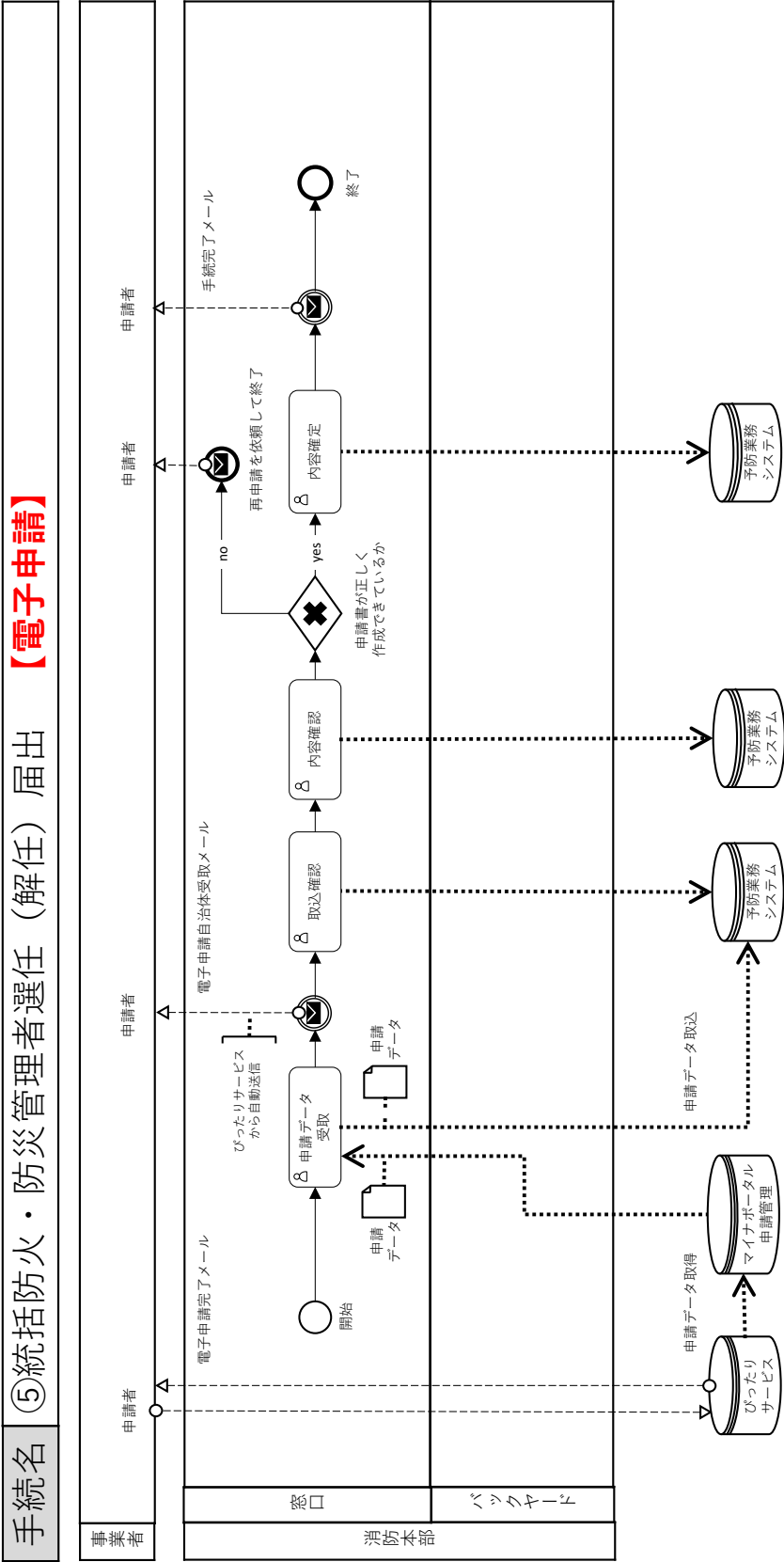


図 4-17 統括防火・防災管理者選任（解任）届出（電子申請）

手続名 ⑥自衛消防組織設置(変更)届出【電子申請】

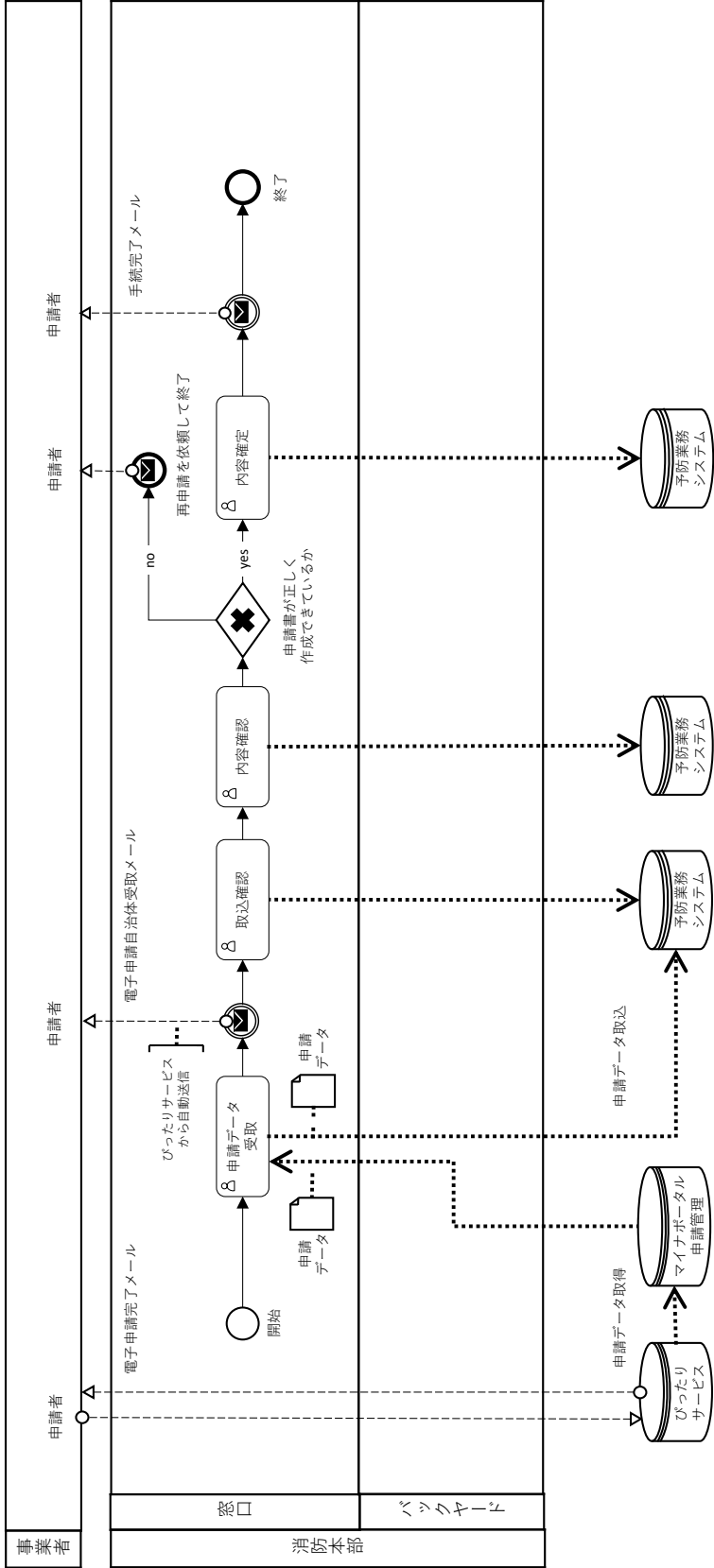


図 4-18 自衛消防組織設置（変更）届出（電子申請）

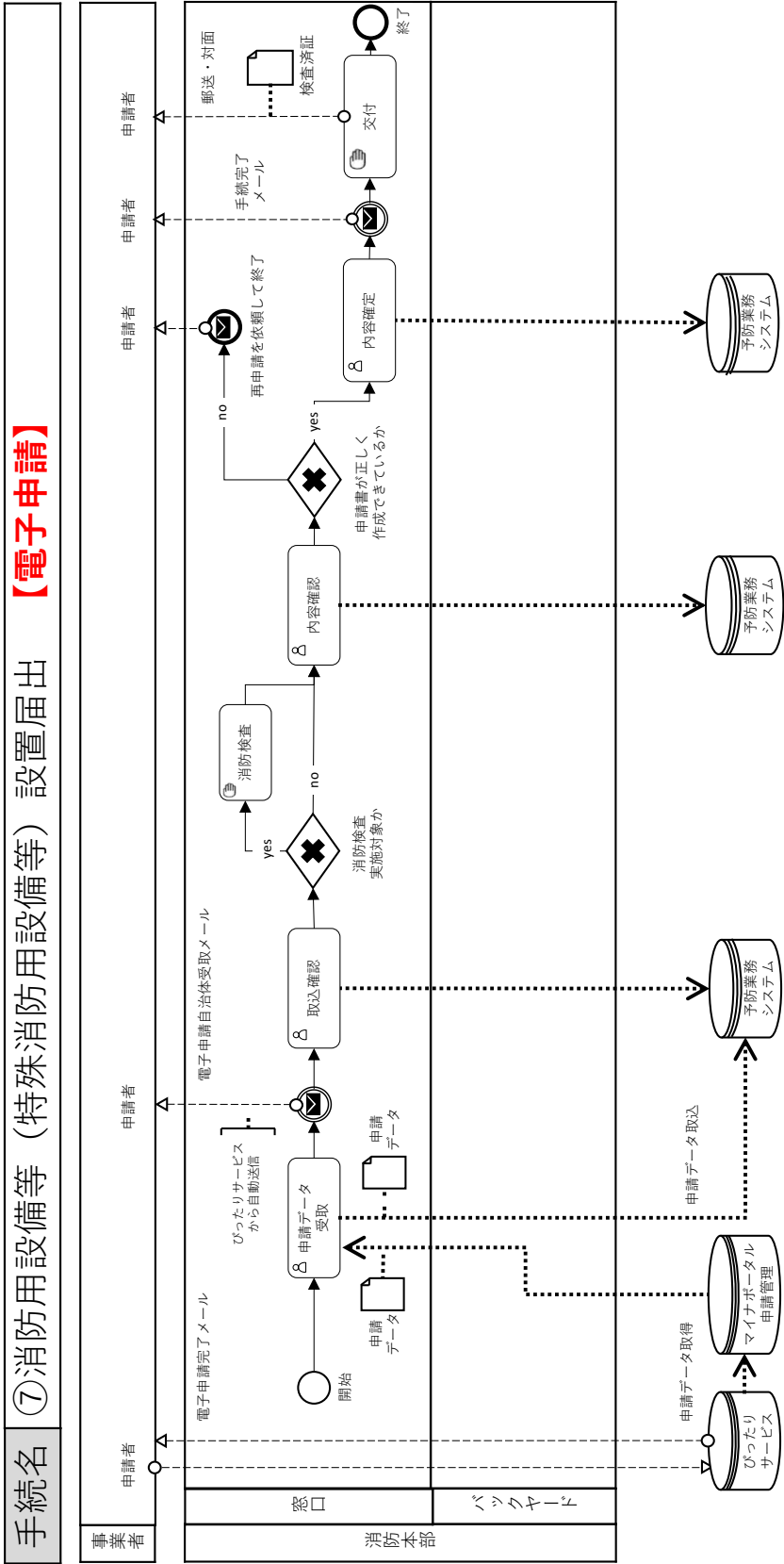


図 4-19 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出（電子申請）

手続名	⑨工事整備対象設備等着工届出
	【電子申請】

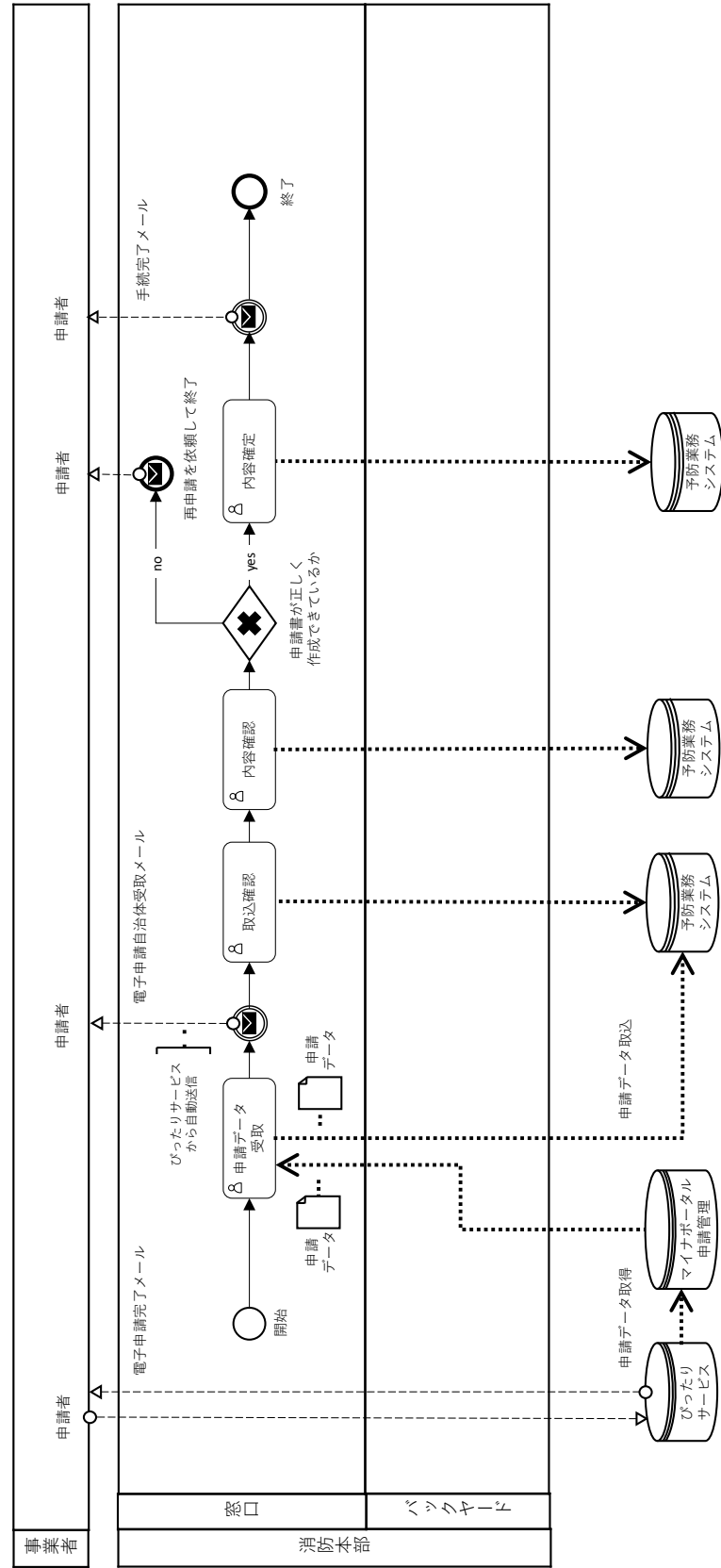


図 4-21 工事整備対象設備等着工届出（電子申請）

[illegible]

図 4-22 防災管理点検結果報告（電子申請）

5 電子申請等の実証実験

電子申請等検討会における標準様式や業務プロセスに関する議論等を踏まえ、実際に五つの消防本部においてぴったりサービスを利用して電子申請等を受け付け、その実効性について、消防本部・事業者双方のユーザビリティの観点から検証を行うための実証実験を実施した。本実証実験の内容及び結果は以下のとおりである。

5.1 実証実験の概要

実証実験は以下のスケジュールにより実施した。

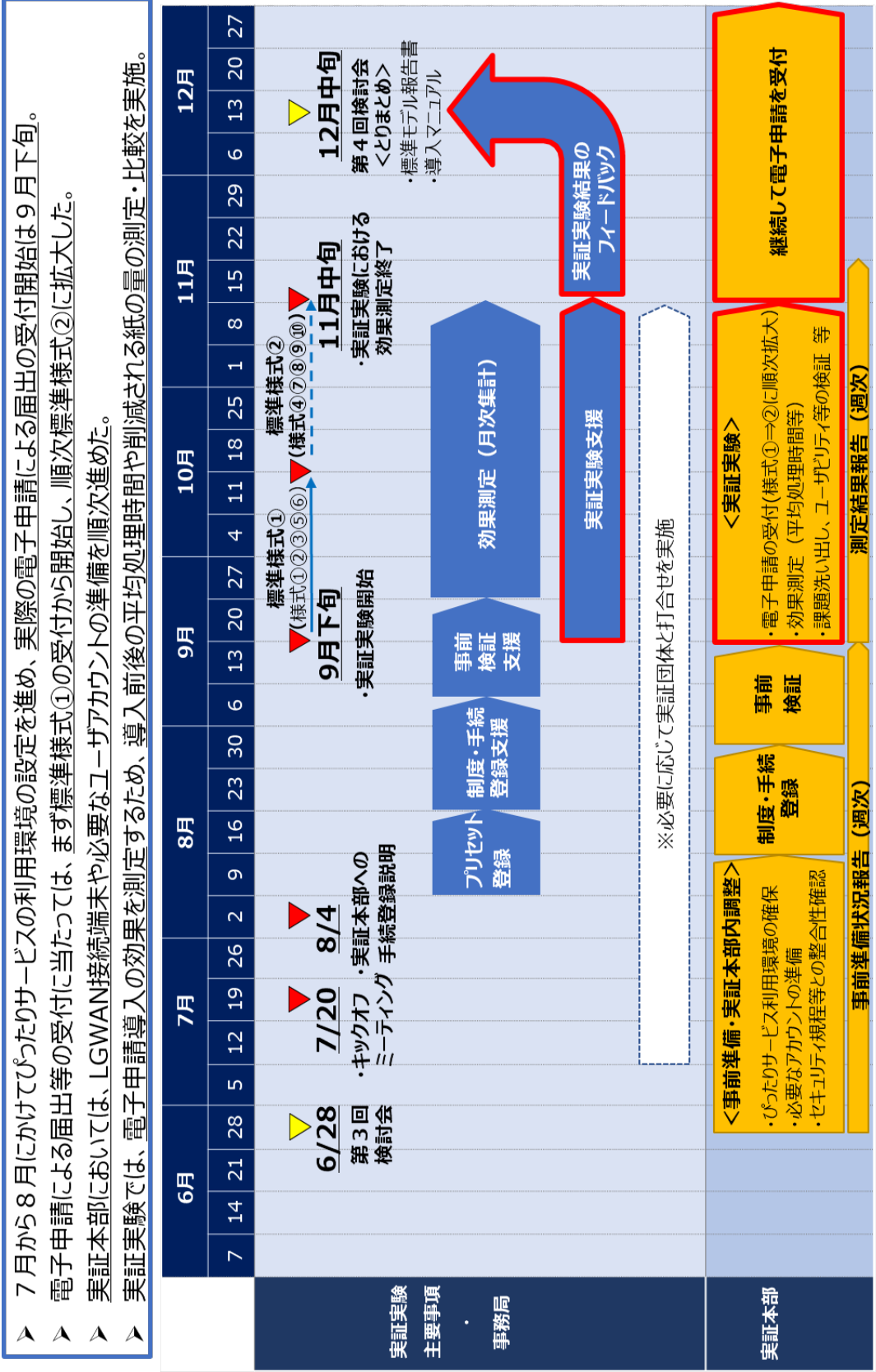


図 5-1 実証実験のスケジュール

実証実験の対象の手続は以下のとおり。

- ① 消防計画作成（変更）届出
- ② 防火・防災管理者選任（解任）届出
- ③ 全体についての消防計画作成（変更）届出
- ④ 防火対象物点検結果報告
- ⑤ 統括防火・防災管理者選任（解任）届出
- ⑥ 自衛消防組織設置（変更）届出
- ⑦ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出
- ⑧ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告
- ⑨ 工事整備対象設備等着工届出
- ⑩ 防災管理点検結果報告

なお、各手続の複雑さを考慮して、以下のように分け実証実験を進めた。

- ・ 実証実験の当初から対象となる手続（標準様式①） ①②③⑤⑥
- ・ 実証実験開始後順次対象となる手続（標準様式②） ④⑦⑧⑨⑩

また、以下の事項を前提として実証実験における効果測定を行った。

- (1) 処理時間の測定は分単位で行い、各タスクの開始時刻と終了時刻から算出するなどの方法で測定。
- (2) 窓口対応中に割り込みで作業が生じた場合にはその時間を除外して測定。
- (3) 消防検査については、電子申請等の導入有無によらず実施されるため、測定の対象外。
- (4) 窓口において届出を受け付けた後、予防業務システムへ入力するまでの時間は測定対象外。

※郵送での処理件数を区別して測定したものの、件数が少なかったため集計から除外

※再届出をしてもらう場合についても、件数が少なかったため集計から除外

5.1.1 実施体制

実証実験の実施体制を「図 5-2 実施体制」に示す。また、実施体制における組織の役割を「表 5-1 実施体制における組織の役割」に示す。

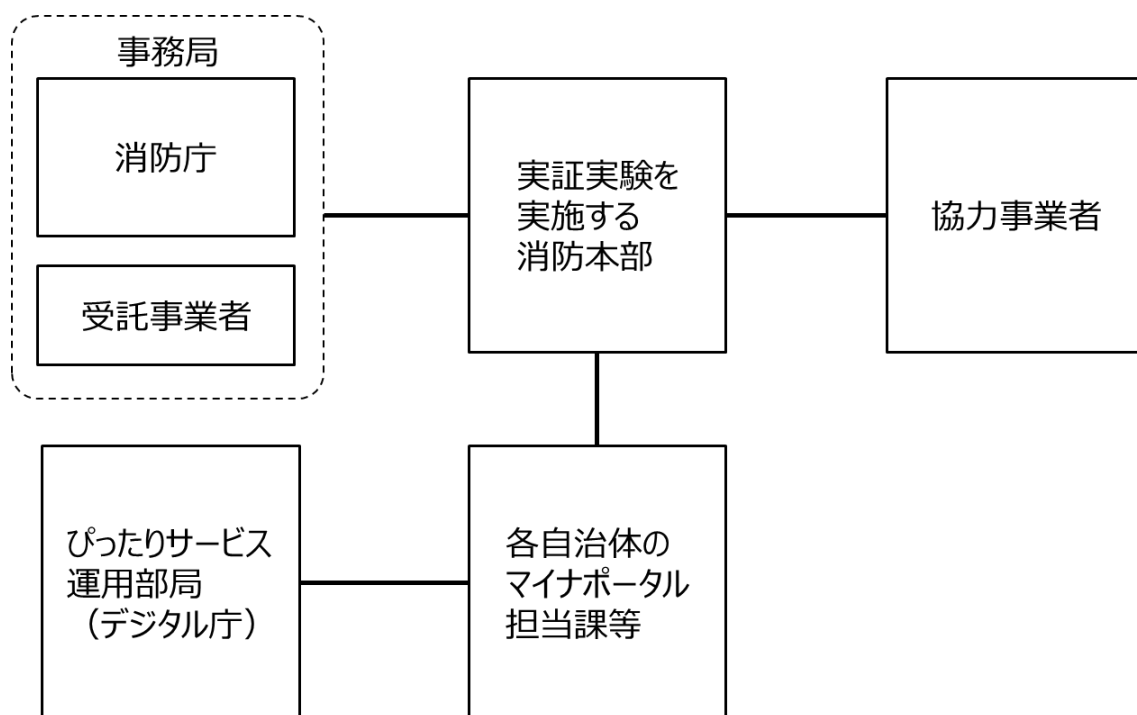


図 5-2 実施体制

表 5-1 実施体制における組織の役割

No.	組織	役割
1	消防庁	総括管理を行う。
2	受託事業者	消防庁の業務支援を行う。
3	事務局	本実証実験のとりまとめを行う。
4	実証実験を実施する消防本部（以下、「実証本部」という。）	実証実験に参加して実際にぴったりサービスを利用して電子申請等を受け付け、効果測定を実施するとともに必要な調査等に協力を行う。
5	協力事業者（以下、「事業者」という。）	実証本部からの協力依頼を受け、実証実験を実施する事業者を指す。 実証実験に参加し評価項目の測定及びアンケートの回答を行う。
6	ぴったりサービス運用部局（デジタル庁）（以下、「運用部局」という。）	ぴったりサービスへの制度・手続の新規登録に当たっての協議及び承認を行う。
7	各自自治体のマイナポータル担当課等	実証本部がぴったりサービスに手続登録等をする際の調整を行う。

5.1.2 実証実験に参加する消防本部の概要

実証実験に参加する消防本部を「表 5-2 実証実験を実施する消防本部」に示す。

表 5-2 実証実験を実施する消防本部

No.	(都道府県) 消防本部名	管轄人口 (令和 2 年 4 月 1 日現在)
1	(福島県) 福島市消防本部	284,682 人
2	(神奈川県) 横浜市消防局	3,753,771 人
3	(神奈川県) 海老名市消防本部	136,178 人
4	(愛知県) 衣浦東部広域連合消防局	538,061 人
5	(兵庫県) 加古川市消防本部	326,825 人

5.1.3 事前調整

実証実験の実施に当たり、各消防本部において以下の事前調整を行った。

- ・ LGWAN 接続端末の用意
実証本部において、LGWAN 接続端末を用意する。
- ・ 電子申請等導入に伴う標準業務プロセスへの準拠検討（所要期間は 26.6 日）
電子申請等導入に当たり、実証本部の業務を標準業務プロセスに準拠させる。
- ・ 手続（サービスメニュー）の登録（所要期間は標準様式①：14 日、標準様式②：18.2 日）
ぴったりサービスへ手続（サービスメニュー）を登録し、運用部局へ承認申請を行う。
- ・ 事前検証（所要期間は 14 日）
実証実験開始前のリハーサルとして、実証本部の業務担当者が事前検証を行う。
- ・ 電子申請等の受け付けに向けた事業者等との調整（所要期間は事業者との調整：18.4 日、実証本部内の調整：12.6 日）
実証本部と事業者の間で届出を行う手続及び実施内容について調整を行う。

(1) LGWAN 接続端末の用意

ぴったりサービスを利用して電子申請等を受け付けるために、実証本部において LGWAN 接続端末が必要となる。LGWAN 接続については、各自治体の情報管理部門への相談が必要となる。以下に示す「図 5-3 システム構成イメージ」における赤枠部分が、LGWAN への接続を要する部分である。

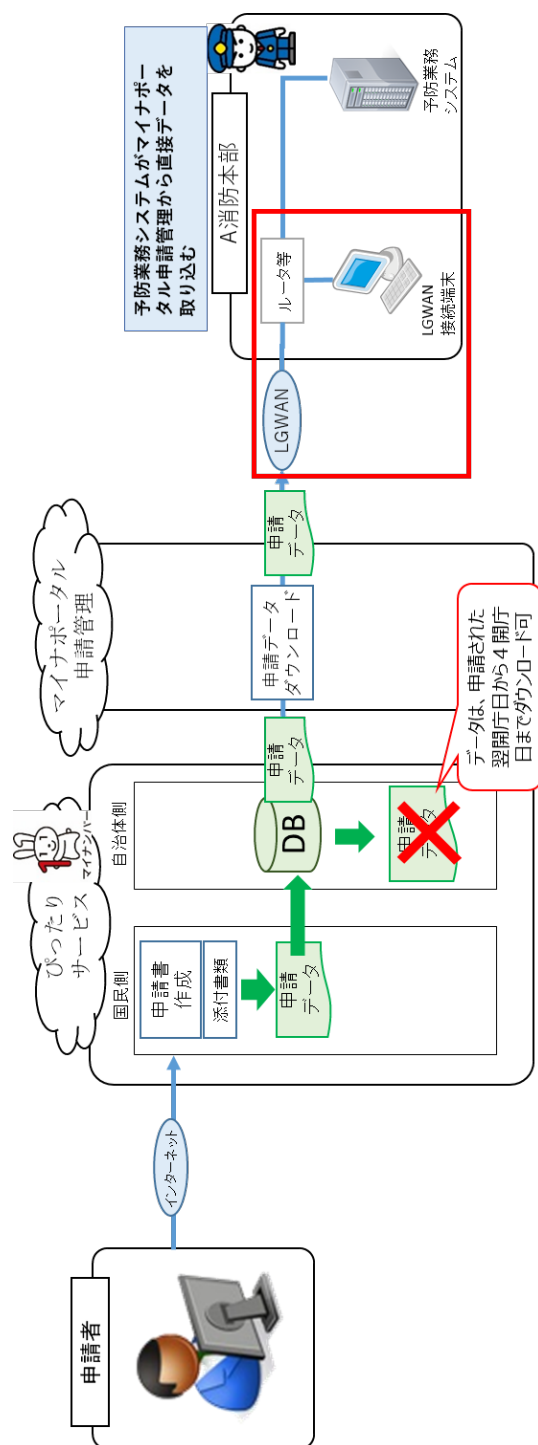


図 5-3 システム構成イメージ

(2) 電子申請等導入時の標準的な業務プロセスの検討

実証本部で準拠を検討する電子申請等導入に伴う標準業務プロセスとして、手続①消防計画作成（変更）届出を例として「図 5-4 電子申請等導入時の標準業務プロセス例」を示す。詳細は、「4.2 電子申請等導入時の標準的な業務プロセス」を参照。

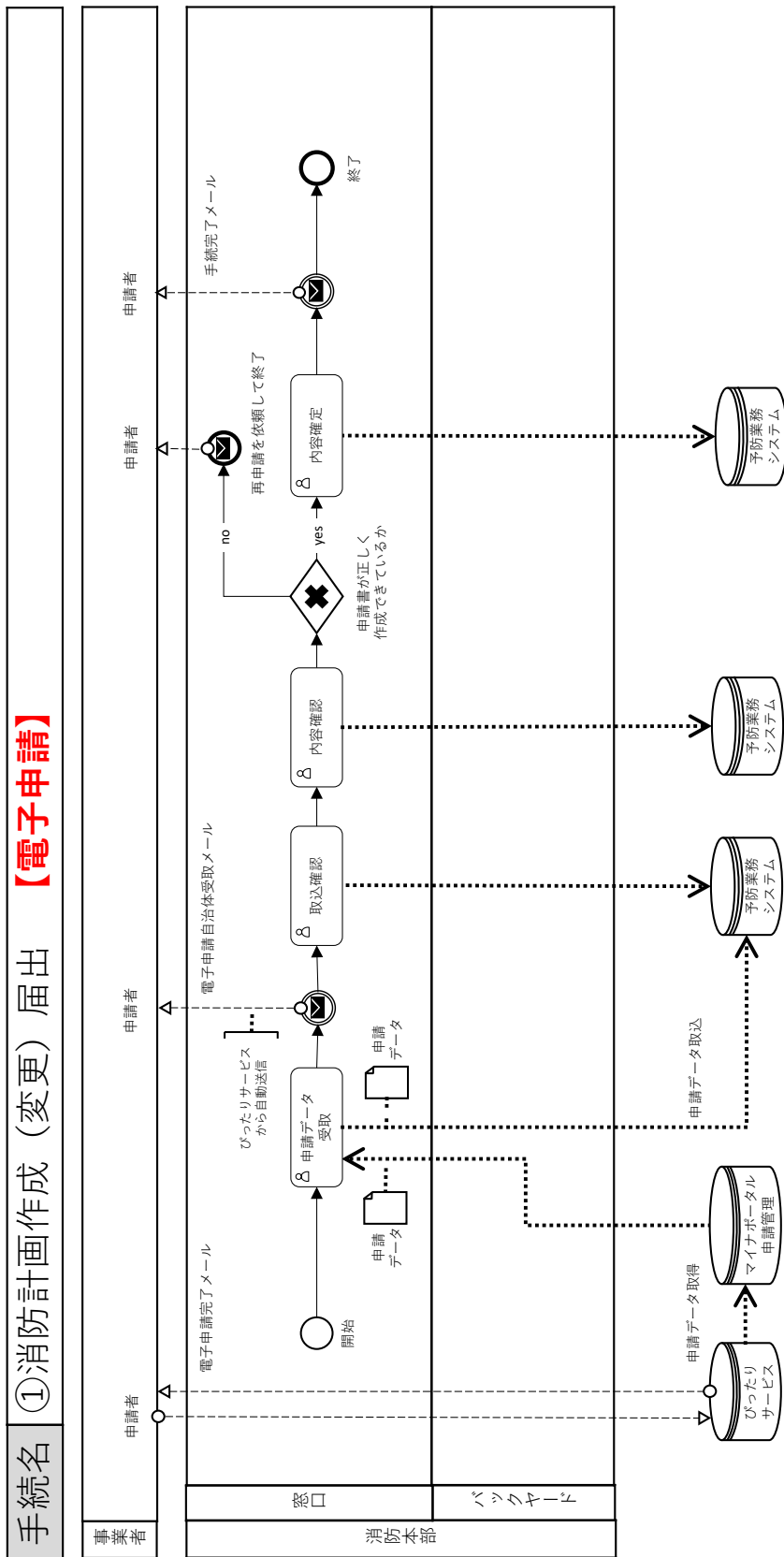


図 5-4 電子申請等導入時の標準業務プロセス例

① 申請データ受取

利用者が申請をした際に、ぴったりサービスから各実証本部へメールは通知されない。また、各実証本部にて申請データを受け取った時点で、ぴったりサービスから利用者宛に、申請データを各実証本部が受け付けたお知らせのメールが送付されるが、各実証本部へはメール送信されない。そのため、各実証本部で申請の有無を確認し、現行と同様に後続の業務を遅滞なく実施できるよう、システム化を含めて手順を検討した。

② 取込確認

マイナポータル申請管理から予防業務システムに申請データを取り込む経路、処理については各実証本部で対応が必要となるため、予防業務システムへの申請データの自動取込及び予防業務システムでの申請データ取込確認のシステム化を検討した。

また、各実証本部で申請データ取込が発生するので、各実証本部のセキュリティ規程等の確認を行い、必要に応じて変更を検討した。

③ 内容確認

申請の内容に不備がある場合、ぴったりサービスから利用者に再申請を依頼する機能はないため、各実証本部の予防業務システムから利用者に再申請を依頼できるよう、予防業務システムからの再申請依頼メール送信のシステム化を検討した。

④ 内容確定

予防業務システムで確定処理が行えるように、予防業務システムでの内容確定のシステム化を検討した。

(3) 電子申請等導入に伴う実証本部内調整

電子申請等導入に伴い、実証本部内の調整を行う必要がある。標準的な実証本部内調整事項は以下のとおり。

① ユーザアカウント割り当て調整

各実証本部が使用するぴったりサービス及びマイナポータル申請管理のユーザアカウントは、各自治体の担当部局から割り当てて（払い出して）もらう必要があるため、以下のアカウント払い出しの調整を行った。

なお、マイナポータル申請管理のアカウント管理者の使用開始に当たっては、自治体から運用部局へマイナポータル申請管理使用申請書を提示する必要がある。

表 5-3 使用アカウント一覧

システム種別	ユーザアカウント種別	役割
ぴったりサービス	手続管理ユーザ	・ぴったりサービスに手続を登録する。 ・ぴったりサービスの手続管理ユーザに対し、登録した手続のアクセス権を設定する。
マイナポータル申請管理	アカウント管理者	・マイナポータル申請管理のダウンロード担当者を割り当てる。 ・マイナポータル申請管理のダウンロード担当者に、担当する手続を追加する。
	ダウンロード担当者	・マイナポータル申請管理から、追加された手続の申請データをダウンロードする。

各実証本部は、各自治体から割り当てられたマイナポータル申請管理の「アカウント管理者」の権限を用いて、各消防署に対しマイナポータル申請管理から申請データをダウンロードすることができる「ダウンロード担当者」アカウントを割り当てた。

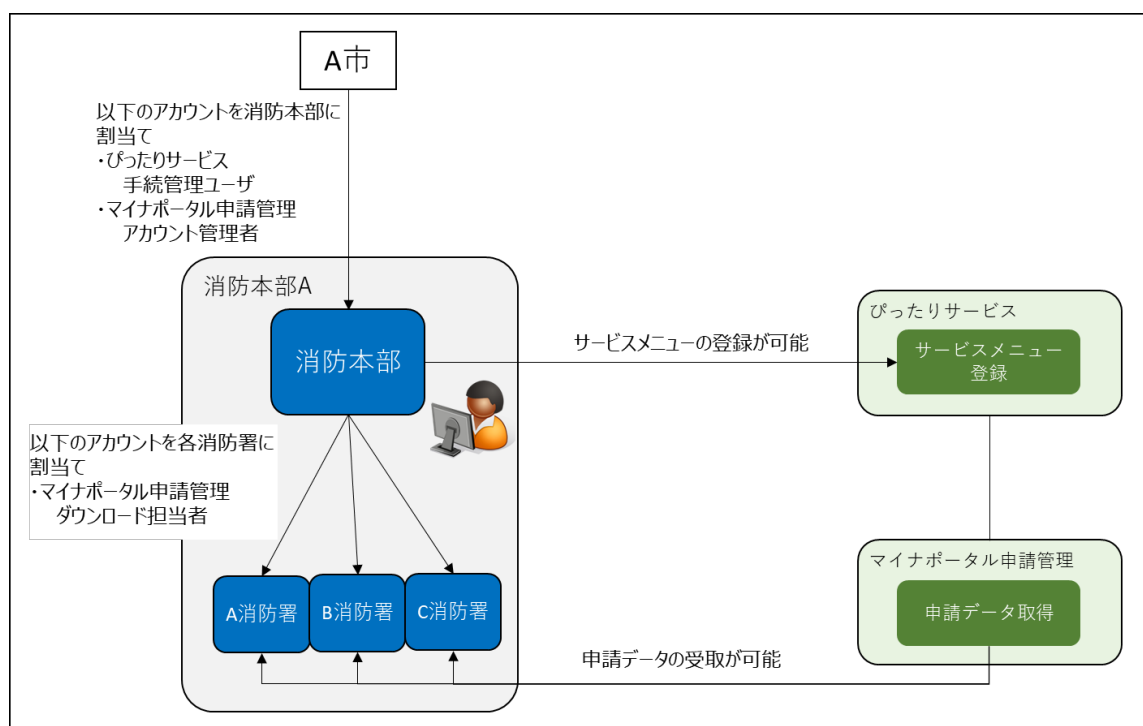


図 5-5 電子申請導入に必要なアカウントと各アカウントを使用する作業

また、この手順は自治体をまたがる広域消防本部の場合にも適用可能なため、広域

消防本部と構成自治体の情報管理部門との間でアカウントの割当て調整を行った。

② システム化検討

マイナポータル申請管理は、外部システムとの連携が可能である。予防業務システムを導入済の実証本部は事務処理の省力化を見込み、申請データを取り込めるようにするなどのシステム化を検討した。

③ セキュリティ規程等変更の検討

電子申請等導入に伴い予防業務システムへの申請データ取込が発生するため、各実証本部のセキュリティ規程等の確認を行い、必要に応じて変更を検討した。

④ ぴったりサービスの制度・手続の登録担当者検討

電子申請等導入に当たり、ぴったりサービスの制度・手続の登録について作業担当者を検討した。

⑤ 電子申請等導入後の作業担当者検討

電子申請等導入に伴う標準業務プロセスでは、窓口の対面業務、バックヤードの全業務がシステム化されることで無くなる。それぞれの作業はフローチャート上、窓口で実施するよう記載しているが実務は窓口でない場合があるため、相当する作業担当者を検討した。

(4) サービスメニューの登録

ぴったりサービスで事業者から各実証本部への届出を可能とするために、ぴったりサービスへサービスメニューを登録し、運用部局へ承認申請を行った。また、マイナポータル申請管理から申請データをダウンロードするためにダウンロード担当者手続登録を行った。

9 月下旬実証実験開始に向けたサービスメニューの登録の標準的なスケジュールは以下のとおり。

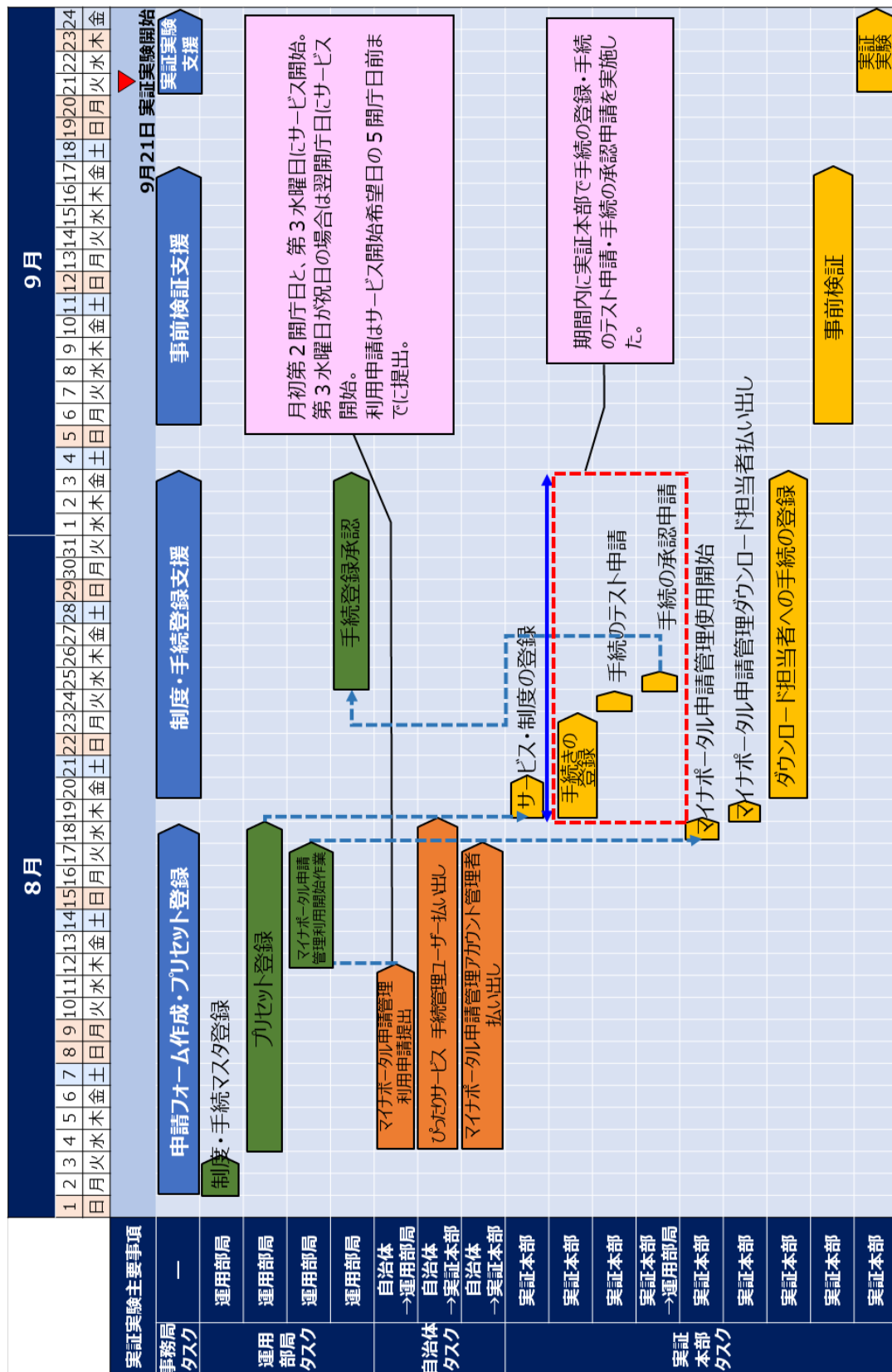


図 5-6 手続（サービスメニュー）登録に係るスケジュール

(5) 事前検証

サービス・制度と手続の登録及びダウンロード担当者手続登録を行った後、実証実験開始前にリハーサルとしての事前検証を各実証本部の実際の業務担当者が行った。

(6) 実証実験に向けた準備

各実証本部と事業者の間で届出を行う手続及び実施内容、事業者から各実証本部への測定結果等の送付期限について調整を行った。

実証実験用の手続は本番環境で検索できるように一般公開としたため、想定外の事業者から届出される場合があるが、基本的に受け付ける方向で検討した。また、受け付けた届出は任意で測定対象とすることとした。

5.1.4 実施環境の構築

ぴったりサービスに標準制度（制度マスタ）、標準手続（手続マスタ）を登録し、実証本部側がぴったりサービスで「サービス・制度」として「火災予防」及び「手続」として10様式を登録することを可能とした。

さらに、テスト環境で作成した手続（申請フォーム）を「標準手続」として本番環境にプリセットし、実証本部側がぴったりサービス上で「手続」を登録することができるようにした。

実証実験に向けた標準様式①及び標準様式②のぴったりサービス登録関連の標準的なスケジュールは以下のとおり。

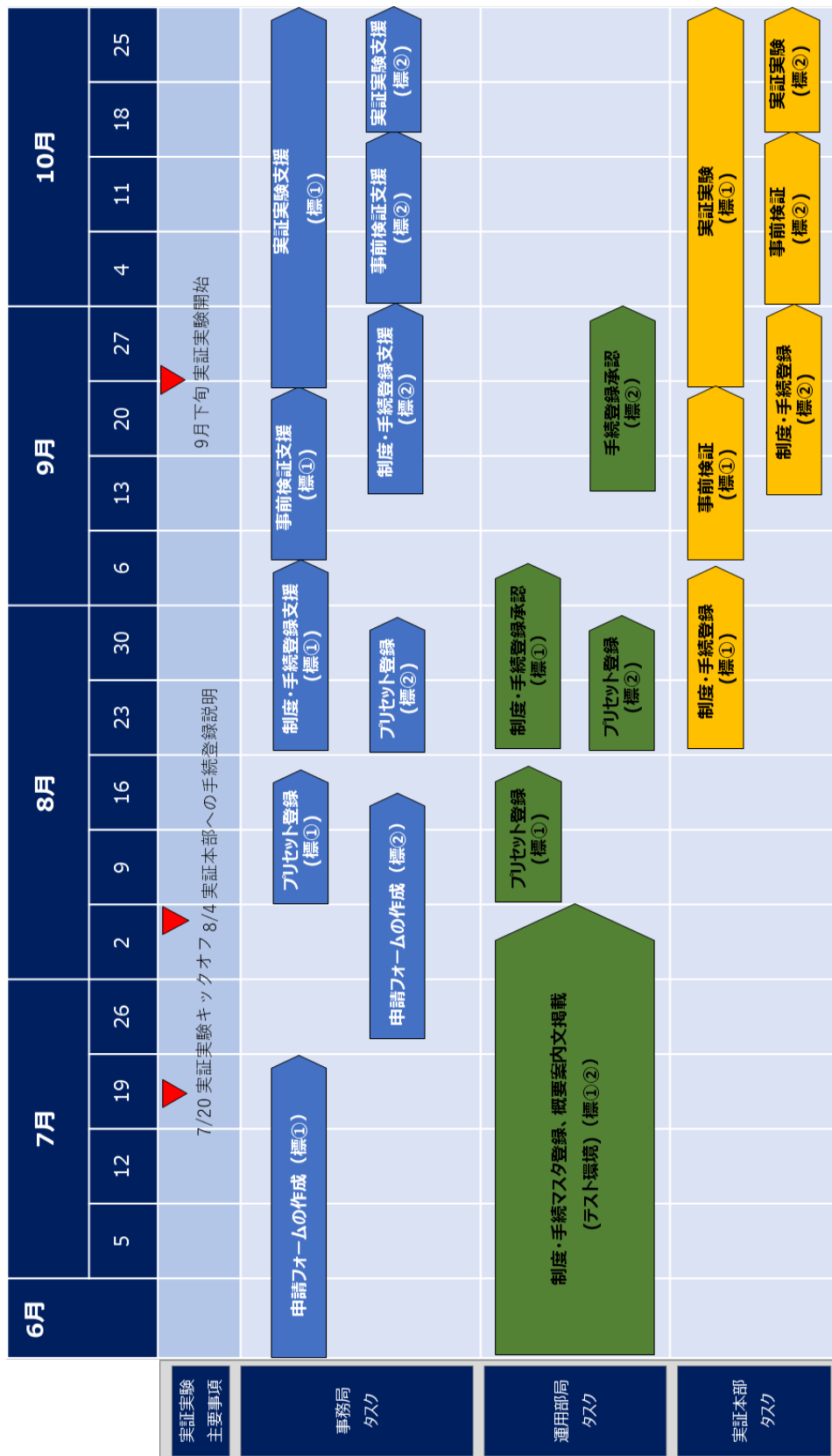


図 5-7 ぴったりサービス登録関連のスケジュール

また、一般的な消防本部のシステム環境のイメージは以下のとおり。

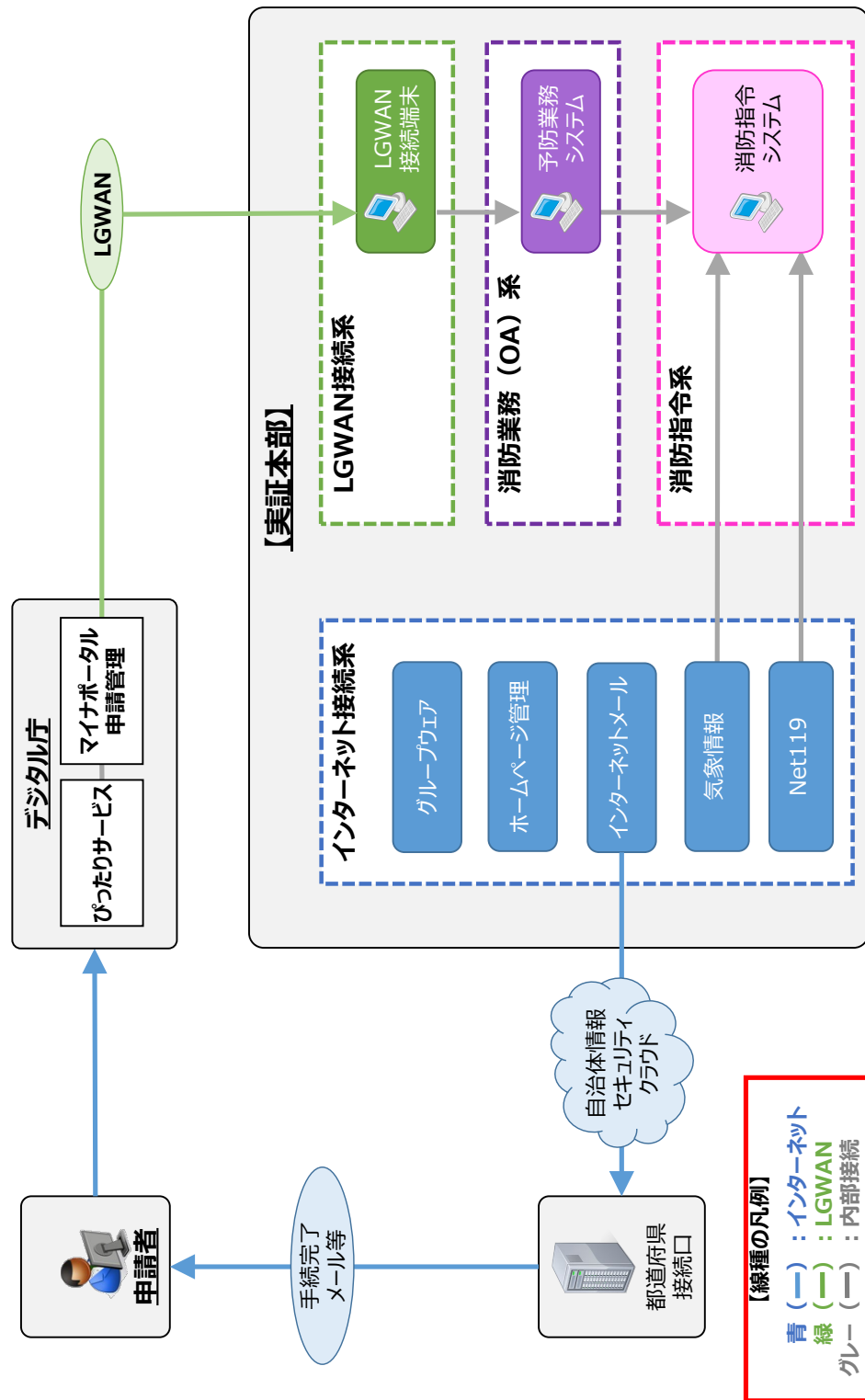


図 5-8 実証実験の標準的な環境

5.2 電子申請等の受付の実施

9月下旬から11月中旬にかけて、実際に電子申請等の受付を行った。電子申請の受付は標準様式①の5様式から開始し、標準様式②の5様式に順次拡大した。それぞれの手続について各実証本部及び事業者にて効果測定を行い、その後、課題の洗い出し、ユーザビリティの検証等のためアンケート調査を実施した。効果測定については各実証本部で測定した結果を事務局に報告することとした。

5.2.1 調査内容

実証本部及び事業者は現状及び電子申請導入後の「標準業務プロセス」(下図 図 5-9 標準業務プロセスにおける効果測定箇所【現状】及び図 5-10 標準業務プロセスにおける効果測定箇所【電子申請導入後】参照) に定義された業務の処理時間を測定することとした。電子申請等導入に伴い削減した紙の量については、事業者側で測定することとした。

また、事前準備状況と実証実験に関するアンケート調査を実施した。

標準業務プロセスにおける効果測定箇所【現状】

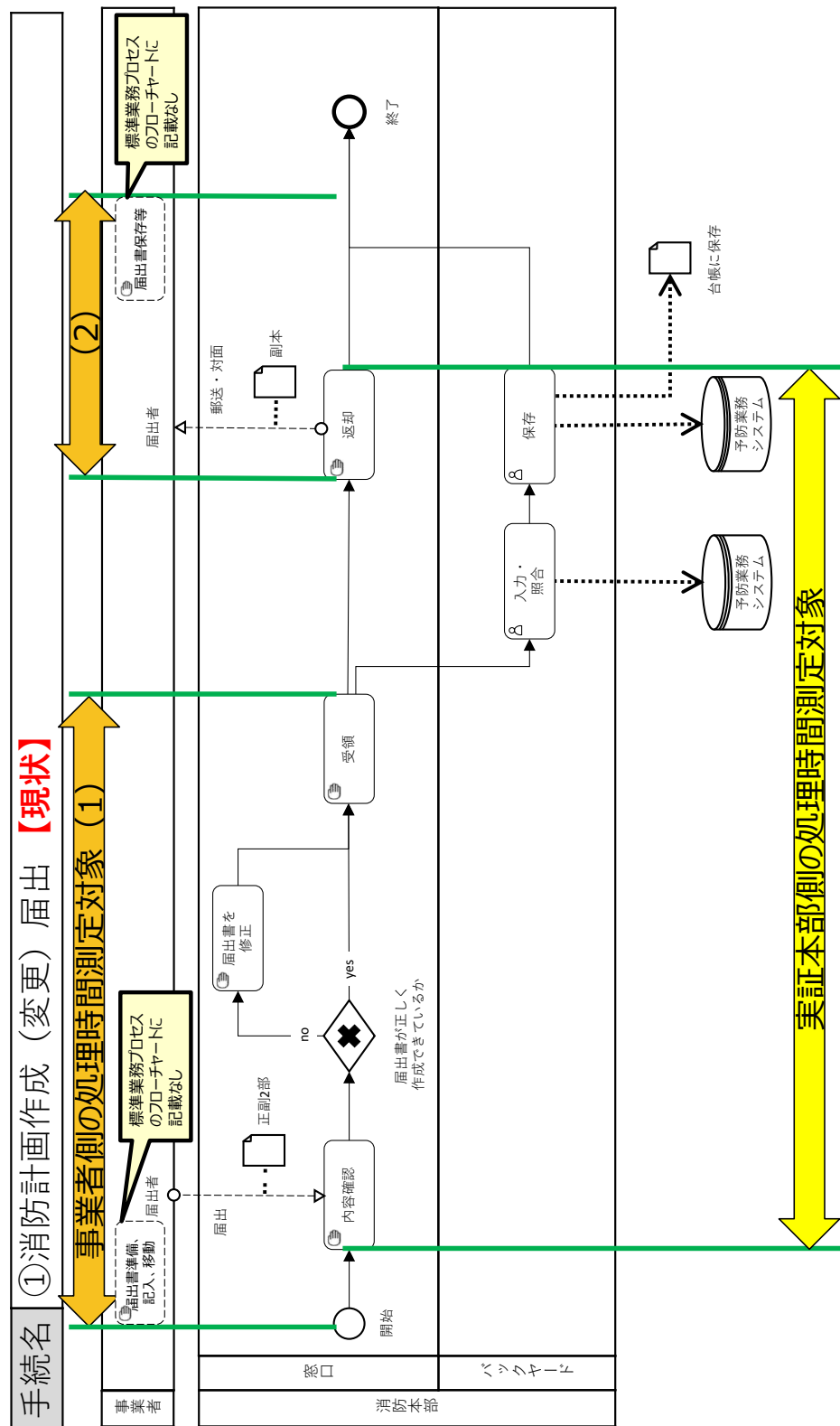


図 5-9 標準業務プロセスにおける効果測定箇所【現状】

(1) 実証本部における業務処理時間

実証本部における業務処理時間を手続ごとに測定し、電子申請等導入前後の平均処理時間を測定した。

① 電子申請等導入前

「内容確認」から「保存」・「返却」までの各タスクにおける所要時間を測定した。

測定範囲は、「図 5-9 標準業務プロセスにおける効果測定箇所【現状】」の下段黄色矢印部分に示す。

各タスクで想定される測定範囲の例を示す。

表 5-4 実証本部内処理時間（電子申請等導入前）

No.	タスク	測定開始の例	測定終了の例
1	「内容確認」※1	・ 窓口対応の開始 ・ 郵便物の開封	・ 内容確認作業の終了
2	「届出書を修正」※1	・ 修正作業の開始	・ 修正作業の終了
3	「受領」※1	・ 受領事務作業の開始 (押印、台帳記入等)	・ 受領事務作業の終了(押印、 台帳記入等)
4	「入力・照合」	・ 端末ログイン(必要時) ・ データ入力の開始	・ 端末ログアウト(必要時) ・ データ入力・照合の終了
5	「保存」	・ 端末ログイン(必要時) ・ 紙書類のスキャン等 ・ データ保存の開始	・ 端末ログアウト(必要時) ・ データ保存の終了 ・ 紙書類保存、台帳保存の終了
6	「返却」※1	・ 窓口対応の開始 ・ 郵送作業の開始	・ 窓口対応の終了 ・ 郵送作業の終了

※1 対面の場合、事業者側の同項目も同じ時間を記入。

② 電子申請等導入後

「申請データ受取」から「内容確定」までの各タスクにおいて費やした時間を測定した。

測定範囲は、「図 5-10 標準業務プロセスにおける効果測定箇所【電子申請導入後】」の下段黄色矢印部分に示す。

各タスクで想定される測定範囲の例を示す。

表 5-5 実証本部内処理時間（電子申請等導入後）

No.	タスク	測定開始の例	測定終了の例
1	「申請データ受取」	・端末ログイン（必要時） ・受け取り作業の開始	・受け取り作業の終了
2	「取込確認」	・取込確認作業の開始	・取込確認作業の終了
3	「内容確認」	・内容確認作業の開始	・内容確認作業の終了
4	「内容確定」	・確定作業の開始	・確定作業の終了 ・端末ログアウト（必要時）

(2) 事業者における業務処理時間

事業者における業務処理時間を手続ごとに測定し、電子申請等導入前後の平均処理時間を測定した。

① 電子申請等導入前

「届出書準備」から「受領」、「返却」から「保存」までの各タスクにおける所要時間（様式への記載時間、移動、窓口での待ち時間など）を測定した。

測定範囲は、「図 5-9 標準業務プロセスにおける効果測定箇所【現状】」の上段橙色矢印部分に示す。

各タスクで想定される測定範囲の例を示す。

表 5-6 事業者内処理時間（電子申請等導入前）

No.	タスク	測定開始の例	測定終了の例
1	「届出書準備」	・届出に必要な書類等の準備開始	・届出に必要な書類等の準備終了
2	「届出書記入」	・様式の記入開始	・様式の記入終了
3	「(郵送) 届出書記入後の郵送に要した時間」	・郵送作業の開始	・郵送作業の終了
4	「(対面) 事業者の窓口での待ち時間」	・窓口での順番待ち開始	・窓口での順番待ち終了
5	「内容確認」※1	・窓口対応の開始	・内容確認作業の終了
6	「届出書を修正」※1	・修正作業の開始	・修正作業の終了
7	「受領」※1	・受領事務作業の開始	・受領事務作業の終了
8	「返却」※1	・窓口対応の開始 ・郵便物の開封	・窓口対応の終了 ・郵便物の確認終了
9	「届出書保存等」	・保存作業の開始	・保存作業の終了
10	「(対面) 事業者の往復移動時間」	・往復移動時間	・往復移動時間

※1 対面の場合、実証本部側で要した時間を確認し記入。

② 電子申請等導入後

「申請書準備」、「申請書データ保存等」の各タスクにおける所要時間（WEB 入力時間、申請データの保存処理時間など）を測定した。

測定範囲は、「図 5-10 標準業務プロセスにおける効果測定箇所【電子申請導入後】」の上段橙色矢印部分に示す。

各タスクで想定される測定範囲の例を示す。

表 5-7 事業者内処理時間（電子申請等導入後）

No.	タスク	測定開始の例	測定終了の例
1	「申請書準備」	・申請に必要なデータの準備開始	・申請に必要なデータの準備終了
2	「申請書データ入力」	・端末ログイン（必要時） ・データ入力の開始	・データ入力の終了 ・端末ログアウト（必要時）
3	「申請書データ保存等」	・端末ログイン（必要時） ・データ保存等作業の開始	・データ保存等作業の終了 ・端末ログアウト（必要時）

(3) 電子申請等導入に伴い削減した紙の量

事業者側の 1 回分の削減量（正本、副本の合計）を測定した。

(4) その他の事項

実証実験を踏まえ、実証本部及び事業者に対し、電子申請等導入に関する以下の事項についてアンケート調査を実施した。

- ・標準モデルの改善事項
- ・導入マニュアル記載内容へのコメント
- ・電子申請等導入で想定されるメリット、デメリット
- ・今回の実証実験で判明した課題と対応策
- ・今後電子申請等を導入すべき手続

5.3 実証実験結果

実証本部及び事業者にて行った実証実験における効果測定とアンケート結果を記載する。実証本部ごとの標準様式①と標準様式②の実証実験の期間は以下のとおり。

表 5-8 実証本部ごとの標準様式①と標準様式②の実証実験の期間

実証本部	標準様式①	標準様式②
福島市消防本部	9/27～11/12	10/18～11/12
横浜市消防局	10/1～11/12	11/1～11/12
海老名市消防本部	9/21～11/12	10/18～11/12
衣浦東部広域連合消防局	9/21～11/12	10/13～11/12
加古川市消防本部	9/22～11/12	10/18～11/12

5.3.1 測定結果

(1) 電子申請導入前後の処理時間

実証本部及び事業者にて行った各手続の、電子申請導入前後の処理時間の調査結果は表 5-9 のとおり。

表 5-9 電子申請導入前後の測定件数

手続	測定件数（件）			
	電子申請導入前		電子申請導入後	
	実証本部	事業者	実証本部	事業者
①消防計画作成（変更）届出	47	48	85	84
②防火・防災管理者選任（解任）届出	40	41	74	77
③全体についての消防計画作成（変更）届出	7	8	10	10
④防火対象物点検結果報告	15	15	7	9
⑤統括防火・防災管理者選任（解任）届出	5	5	6	6
⑥自衛消防組織設置（変更）届出	12	12	11	11
⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	20	20	8	8
⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告	25	25	13	13
⑨工事整備対象設備等着工届出	20	20	8	8
⑩防災管理点検結果報告	8	9	6	6

(2) 電子申請導入前後の処理時間

実証本部及び事業者にて行った各手続の、電子申請導入前後の処理時間の調査結果は表 5-9 のとおり。

なお、平均処理時間（分／件）は、実証本部による傾向が存在しなかったため、実証本部によらず手続単位で処理時間の平均値を算出した。（値は小数点以下を四捨五入。）

また、削減された平均処理時間（分／件）は、電子申請導入前の平均処理時間から電子申請導入後の平均処理時間を引いて算出した。（値は小数点以下を四捨五入。）

表 5-10 電子申請導入に伴い削減された処理時間

手続	平均処理時間 (分/件)				削減された 平均処理時間 (分/件)		
	電子申請導入前		電子申請導入後		実証本部 (a-c)	事業者 (b-d)	合計
	実証本部 (a)	事業者 (b)	実証本部 (c)	事業者 (d)			
①消防計画作成（変更）届出	21	77	16	45	5	31	36
②防火・防災管理者選任（解任）届出	15	64	15	32	0	31	31
③全体についての消防計画作成（変更）届出	17	66	14	26	3	40	43
④防火対象物点検結果報告	13	99	11	33	2	66	68
⑤統括防火・防災管理者選任（解任）届出	29	73	16	31	13	41	54
⑥自衛消防組織設置（変更）届出	18	96	18	47	1	49	50
⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	26	165	22	59	4	107	111
⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告	14	79	13	28	1	50	51
⑨工事整備対象設備等着工届出	21	130	19	56	2	75	77
⑩防災管理点検結果報告	14	97	11	27	3	69	72

分析結果

- ・ 電子申請の導入が手続に関する処理時間の削減につながることで、特に、事業者における処理時間の削減効果が高いことが確認された。
→事業者アンケートの結果から、手続に伴う事業者の往復移動時間が削減されたことが大きく寄与しているものと考えられる。
- ・ 期間前半に実施した手続（標準様式①）に比べ、後半に実施した手続（標準様式②）の方が処理時間の削減効果が大きいことが確認された。
→事業者アンケートの結果から、実証実験の時間経過とともに事業者側の習熟度が上がったことが寄与しているものと考えられる。
- ・ 実証本部の規模（管轄人口や管轄面積）による傾向は確認できなかった。
- ・ 消防計画作成（手続①、③）について、防火対象物の建物規模（大・中・小）に応じた傾向は確認できなかった。
- ・ なお、申請データのバックアップを取得し、次回の申請時に活用することで、入力時間が更に削減されることが期待される。

(3) コスト削減効果（削減時間）

表 5-10 において示した手続①～⑩の削減された平均処理時間と、以下のア～ウの値とを用いて、消防本部の規模（防火対象物数の区分（※））ごとの削減時間を試算した。試算した削減時間は表 5-11 のとおり。

ア 平均届出件数：

抽出調査で取得した、手続①～⑩ごとの令和 2 年 10 月における平均届出件数

イ 電子化普及率：50%

ウ 削減時間：

（実証実験結果から算出した手続①の削減された平均削減時間）×（アで算出した手続①の平均届出件数）× 50% +・・・

+（実証実験結果から算出した手続⑩の削減された平均削減時間）×（アで算出した手続⑩の平均届出件数）× 50%

※ 区分 1：管内防火対象物数 3,000～5,000 未満

区分 2：管内防火対象物数 5,000～10,000 未満

区分 3：管内防火対象物数 10,000～20,000 未満

区分 4：管内防火対象物数 20,000～

表 5-11 コスト削減効果（削減時間）

手続	削減された平均処理時間 (分/件)			平均届出件数 (件)				削減時間 (分/月)											
	実証本部	事業者	合計	区分1	区分2	区分3	区分4	区分1			区分2			区分3			区分4		
								実証本部	事業者	合計	実証本部	事業者	合計	実証本部	事業者	合計	実証本部	事業者	合計
①消防計画作成 (変更) 届出	5	31	36	20	62	65	235	98	605	702	311	1,928	2,239	336	2,023	2,349	1,474	9,139	10,613
②防火・防災管理者選任 (解任) 届出	0	31	31	20	57	65	292	0	617	617	0	1,775	1,775	0	2,031	2,031	0	9,125	9,125
③全体についての消防計画作成 (変更) 届出	3	40	43	1	3	3	17	3	40	43	8	110	118	8	100	108	52	696	748
④防火対象物点検結果報告	2	66	68	8	43	25	180	16	465	511	90	2,814	2,904	53	1,651	1,704	380	11,889	12,269
⑤統括防火・防災管理者選任 (解任) 届出	13	41	54	1	2	3	16	10	31	41	29	93	122	33	103	136	203	645	848
⑥自衛消防組織設置 (変更) 届出	1	49	50	1	1	2	7	0	25	25	1	62	62	1	74	75	4	335	339
⑦消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出	4	107	111	26	59	57	263	95	2,808	2,903	214	6,289	6,503	207	6,097	6,304	956	28,130	29,086
⑧消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告	1	50	51	100	269	431	1,969	108	5,013	5,121	293	13,562	13,854	468	21,700	22,168	2,139	99,173	101,312
⑨工事整備対象設備等着工届出	2	75	77	15	29	33	215	29	1,100	1,130	57	2,134	2,190	64	2,425	2,489	427	16,054	16,481
⑩防災管理点検結果報告	3	69	72	1	22	2	80	3	69	72	59	1,524	1,582	5	139	144	213	5,526	5,739
合計 (分/月)								362	10,803	11,164	1,061	30,289	31,350	1,165	36,342	37,507	5,848	180,712	186,560
合計 (時間/月) 【電子化普及率：50%】								3.0	90.0	93.0	8.8	252.4	261.3	9.7	302.9	312.6	48.7	1,505.9	1,554.7

分析結果

- ・ 削減時間は消防本部の規模（実証本部の管内における防火対象物数）に比例すると考えられ、手続件数が多い大規模消防本部ほど、削減時間を他の業務に充てることができる、時間の有効活用が可能。
- ・ 時間削減以外にも、事業者は消防本部の受付時間を気にせず、いつでも申請が可能となり、消防本部は都合の良いタイミングで受付対応が可能。

(4) 電子申請導入に伴い削減した紙の量

事業者にて行った各手続の電子申請の導入に伴い、届出 1 回における紙の削減量（正本、副本の合計）は表 5-12 のとおり。

表 5-12 電子申請等導入に伴い削減した紙の量

手続	1回の届出で不要となる紙の平均枚数（枚／件）	届出件数（件）
①消防計画作成（変更）届出	28.4	48
②防火・防災管理者選任（解任）届出	4.4	56
③全体についての消防計画作成（変更）届出	38.6	9
④防火対象物点検結果報告	24.0	10
⑤統括防火・防災管理者選任（解任）届出	6.8	11
⑥自衛消防組織設置（変更）届出	9.3	12
⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	43.5	4
⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告	108.4（※）	11
⑨工事整備対象設備等着工届出	25.7	11
⑩防災管理点検結果報告	12.4	8

※事業者の中に大規模ショッピングセンター（2社）があり、添付資料が非常に多かったため（526枚、300枚）

分析結果

- ・ 求められる添付資料の種類や量が多い手続ほど不要となる紙の枚数が増える傾向にある。
- ・ 実証本部の規模（本部の管轄人口や面積の規模）による傾向は存在しなかった。
- ・ 消防計画作成（手続①、③）について、防火対象物の建物規模（大・中・小）に応じた傾向は確認できなかった。

(5) コスト削減効果（削減枚数）

表 5-12 で判明した手続①～⑩の 1 回の届出で不要となる紙の枚数（平均削減枚数）と以下の値を用いて、消防本部の規模（防火対象物数の区分（※））ごとの削減枚数を

算出する。算出した削減枚数は表 5-13 のとおり。

ア 平均届出件数：

抽出調査で取得した、手続①～⑩ごとの令和 2 年 10 月における平均届出件数

イ 電子化普及率：50%

ウ 削減枚数：

(実証実験結果から算出した手続①で不要となる紙の枚数) × (アで算出した手続①の平均届出件数) × 50% + . . .

+ (実証実験結果から算出した手続⑩で不要となる紙の枚数) × (アで算出した手続⑩の平均届出件数) × 50%

※ 区分 1：管内防火対象物数 3,000～5,000 未満

区分 2：管内防火対象物数 5,000～10,000 未満

区分 3：管内防火対象物数 10,000～20,000 未満

区分 4：管内防火対象物数 20,000～

表 5-13 コスト削減効果（削減枚数）

手続	1回の届出で 不要となる 紙の平均枚数 (枚/件)	平均届出件数 (件/月)				不要となる紙の枚数 (枚/月)			
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分1	区分2	区分3	区分4
①消防計画作成（変更）届出	28.4	20	62	65	295	554	1,766	1,853	8,372
②防火・防災管理者選任（解任）届出	4.4	20	57	65	292	87	250	286	1,283
③全体についての消防計画作成（変更）届出	38.6	1	3	3	17	39	106	97	672
④防火対象物点検結果報告	24.0	8	43	25	180	180	1,022	600	4,320
⑤統括防火・防災管理者選任（解任）届出	6.8	1	2	3	16	5	15	17	106
⑥自衛消防組織設置（変更）届出	9.3	1	1	2	7	5	12	14	63
⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	43.5	26	59	57	263	1,142	2,558	2,480	11,441
⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告	108.4	100	269	431	1,969	10,782	29,171	46,678	213,325
⑨工事整備対象設備等着工届出	25.7	15	29	33	215	379	736	836	5,537
⑩防災管理点検結果報告	12.4	1	22	2	80	12	272	25	988
合計（枚/月）						13,185	35,909	52,884	246,105
合計（枚/月）【電子化普及率：50%】						6,592	17,954	26,442	123,053

分析結果

- ・ 削減枚数は実証本部の区分（管内防火対象物数）に比例すると考えられる。
- ・ 紙による保管は管理上の人的コストを生じさせるほか、庁舎空間を圧迫しうるが、電子申請が広く普及し、紙の保管が不要となれば、管理に係る人的コストの効率化のほか、庁舎空間の有効活用が可能になる。

5.3.2 ヒアリング結果

実証実験を踏まえ、実証本部及び事業者に対し電子申請等導入に関する以下のアンケートを行った。主な内容は以下のとおり。

- ・ 今後電子申請等を導入すべき手続
- ・ 実証実験に関する意見や課題等

(1) 今後電子申請等を導入すべき手続

今後電子申請等を導入すべき手続を検討するための調査として、多くの消防本部において受け付けていると見込まれる手続や、実証実験の対象となっている 19 の手続と関連する手続で、件数が多いと見込まれる以下の 10 手続について、ニーズを把握するための調査を実証本部と事業者に対して実施した。

なお、これらの手続名は仮称であり、各消防本部において異なる手続名を定めている場合がある。

1. 消防訓練届出
2. 防火対象物使用開始届出
3. 消防用設備等工事計画届出
4. {変電設備・急速充電設備・発電設備・燃料電池発電設備・蓄電池設備}設置届出
5. {喫煙・裸火・危険物持込}承認申請
6. {炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・急騰湯沸設備・乾燥設備・ヒートポンプ
冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機}設置届出
7. 露店等の開設届出
8. 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出
9. 工事中の消防計画届出
10. その他（自由記入）

受領したアンケート結果は表 5-14、表 5-15 のとおり。

表 5-14 実証本部が考える電子申請を導入すべき手続

No.	電子申請を導入すべき手続	件数
1	消防訓練届出	2
2	防火対象物使用開始届出	0
3	消防用設備等工事計画届出	0
4	{変電設備・急速充電設備・発電設備・燃料電池発電設備・蓄電池設備}設置届出	1
5	{喫煙・裸火・危険物持込}承認申請	0
6	{炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・急騰湯沸設備・乾燥設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機}設置届出	0
7	露店等の開設届出	1
8	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出	1
9	工事中の消防計画届出	0
10	その他 ・道路工事、水道断水、溶接溶断の各届出書、遠方からの申請が多いため ・防火対象物点検報告特例認定申請書及び防災管理点検報告特例認定申請書 ・危険物及び保安関係手続 ・消防同意関連手続き ・設備点検等届出数の多いものから導入	5

表 5-15 事業者が考える電子申請を導入すべき手続

No.	電子申請を導入すべき手続	件数
1	消防訓練届出	24
2	防火対象物使用開始届出	6
3	消防用設備等工事計画届出	3
4	{変電設備・急速充電設備・発電設備・燃料電池発電設備・蓄電池設備}設置届出	2
5	{喫煙・裸火・危険物持込}承認申請	1
6	{炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・急騰湯沸設備・乾燥設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機}設置届出	0
7	露店等の開設届出	1
8	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出	2
9	工事中の消防計画届出	1
10	その他 ・出来る手続きからどんどん進めて頂いた方が良い ・危険物保安監督者選任届など	5

分析結果

- 消防訓練届出について電子申請を導入すべきと考えている事業者が多かった。特に、福祉関係事業者は、避難困難者を考慮して消防訓練を通常より多く実施している実情から、導入を望む声が多かったものと考えられる。
- 実証本部の規模（本部の管轄人口や面積の規模）による傾向は存在しなかった。

(2) 実証実験に関する意見や課題等

実証本部向けアンケート及び事業者向けアンケートにおいて回答を得た主な意見や課題は以下のとおり。

【メリット】

- ・ 届出のために庁舎を訪問する時間や手続に伴う紙の量を削減できる。
- ・ 申請者は消防本部の窓口受付時間外でも申請ができ、消防本部は任意の時間に処理することができる。また、来庁者を待たせるようなことがないため、内容の精査に時間をかけられる。
- ・ 立入検査等で指摘した法令違反を是正しない理由として、来庁する時間がないことを挙げる関係者もいるため、法令違反の是正にも寄与する。
- ・ 電子申請が広く普及し、紙台帳が削減されれば庁舎空間の最適化にもつながる。
等

【課題】

- ・ 入力項目（現行様式）の見直しによる簡素化。
- ・ 入力補助機能の充実。
- ・ 普及のための広報。 等

5.4 標準モデル

「4.2 電子申請等導入時の標準的な業務プロセス」の検討結果を使って実証実験を行ったが、実証実験の中で、消防本部及び事業者から改善要望は出されなかった。

5.4.1 標準様式

別紙 1 参照。

5.4.2 電子申請等導入時の標準業務プロセスのフローチャート

「4.2.2 検討結果」を参照。

6 火災予防分野の電子申請等の標準モデルの普及策の検討

実証実験での意見等を踏まえ、電子申請等の標準モデルの普及策について検討した。

電子申請等の手続を普及する際のステークホルダーと、取るべき普及策について整理した。

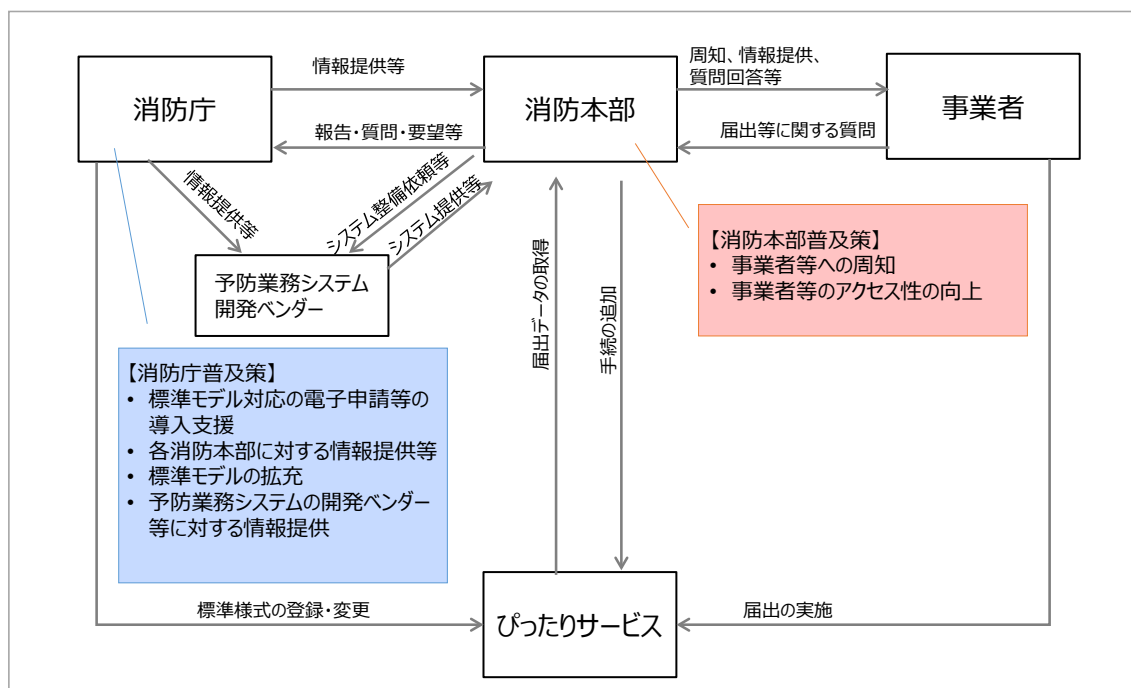


図 6-1 ステークホルダーと普及に向けた活動との関係

6.1 標準モデル対応の電子申請等の導入検討に当たって

今回、標準モデルとして検討対象とした手続は「一定の申請・届出件数がある様式」又は「一定の申請・届出件数がある様式と一体的に申請・届出が行われる様式」だが、その中でも添付資料の内容や準備の容易さを踏まえると、「防火・防災管理者選任（解任）届出」は比較的導入が容易であるといえる。これらの手続は年間件数としても一定量があるため、早期に対応することで、利用者にとっても利便性向上を広く実感できることが想定される。

このような手続の性質を考慮し、消防本部における業務フローや地域特性、利用者のニーズなどを踏まえ、優先順を付けて対応することも可能である。

参考として、今回の実証実験において手続を受け付けた件数が多い順に整列した表を以下に示す。

表 6-1 実証実験中の電子申請受付件数順序（様式ベース）

順序	様式名	実証実験中の件数（※）
1	消防計画作成（変更）届出書	85
2	防火・防災管理者選任（解任）届出書	74
3	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	13
4	自衛消防組織設置（変更）届出書	11
5	全体についての消防計画作成（変更）届出書	10
6	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書	8
7	工事整備対象設備等着工届出書	8
8	防火対象物点検結果報告書	7
9	統括防火・防災管理者選任（解任）届出書	6
10	防災管理点検結果報告書	6

※実証本部での電子申請の合計数

あわせて、実証実験において手続を受け付けた件数を参考に、消防本部における電子申請等の手続の拡充の案を以下に示す。

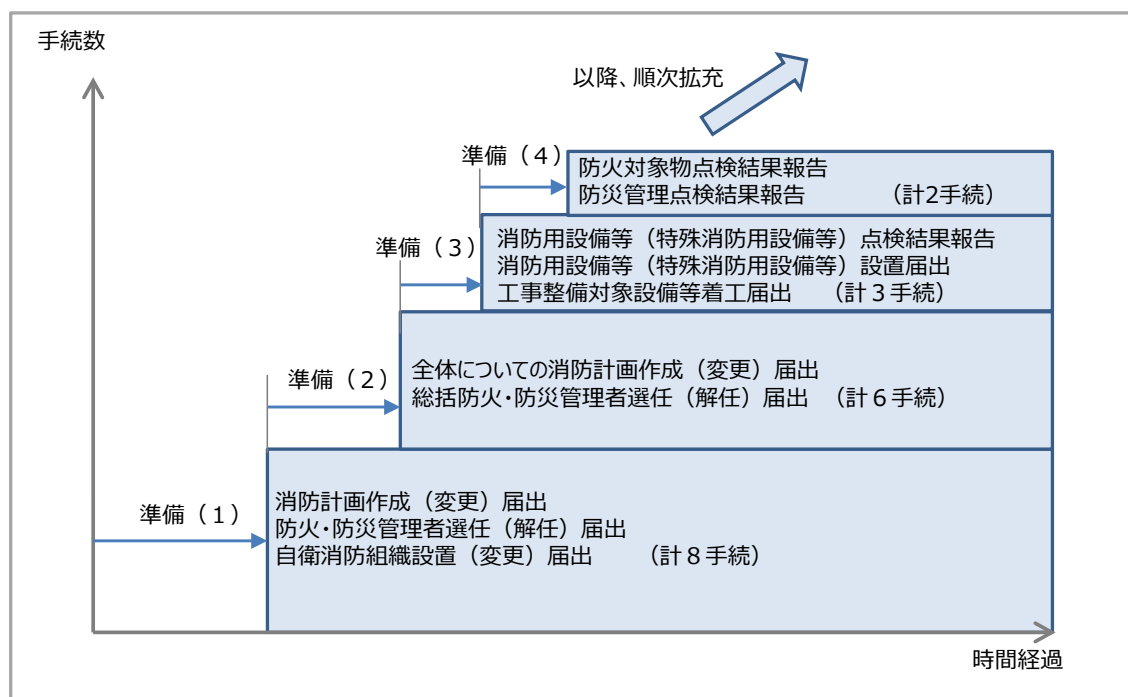


図 6-2 消防本部における電子申請等の手続の拡充（案）

6.2 消防庁としての対応

消防庁では、消防本部における標準モデル対応の電子申請等の導入促進のため、以下の取組を進めていく。

(1) 標準モデル対応の電子申請等の導入支援

標準モデルに係るマニュアルを活用して消防本部における電子申請等の導入を促進するとともに、既存のプリセット様式についても、ユーザビリティの観点から必要な見直しを行っていく。

また、令和 4 年以降、標準モデル対応の電子申請等を導入する消防本部を支援するためのアドバイザーなど、必要な措置について検討を行う。

(2) 各消防本部に対する情報提供等

標準モデル対応の電子申請等の導入や運用に際して明らかになった課題やその対応方策、好事例等については、各消防本部に対して適宜情報提供を行うこととする。

(3) 標準モデルの拡充

今回標準モデル構築の対象とした 10 様式以外の手続様式についても、ニーズや年間の手続件数等を踏まえ、今後、標準モデルの構築及びびったりサービスへのプリセットを順次検討していくこととするが、その際、実証実験における以下のアンケート結果等も踏まえ、対象とする手続の選定を進めることとする。

表 6-2 電子申請を導入すべき手続に関するアンケート結果

No.	手続名	意見等
1	消防訓練届出	・届出回数が多い ・複雑な手続ではない
2	防火対象物使用開始届出	・使用開始前に防火対象物の検査などが終了している ・改装が連続で起こるので、グループ会社が本社東京の為、提出が煩雑
3	消防用設備等工事計画届出	・業務効率化となる
4	{変電設備・急速充電設備・発電設備・燃料電池発電設備・蓄電池設備}設置届出	・非常電源設備を設置した際に、当該届出が電子化していないと、書面での届出が必要となる
5	{喫煙・裸火・危険物品持込}承認申請	・演出で裸火を使用する利用者が多いため、電子申請になれば利用者の利便性向上につながる

No.	手続名	意見等
6	露店等の開設届出	・ 土日祝日での申請が多い
7	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する おそれのある行為等の届出	・ 届出頻度が高い
8	工事中の消防計画届出	・ ー
9	消防同意関連手続	・ 消防同意だけ自治体システムでの 申請となっている
10	防火対要物点検報告特例認定申請書及び 防災管理点検報告特例認定申請書	・ とともに点検結果の報告が電子申請 可能
11	危険物及び保安関係手続（危険物保安監 督者選任届など）	・ ー
12	道路工事、水道断水、溶接溶断の各届出書	・ 遠方からの申請が多い

(4) 予防業務システムの開発ベンダー等に対する情報提供

受け付けた電子申請等のデータ処理に当たっては、各消防本部における予防業務システム等との連携が必要となることから、システムを開発しているベンダーに対し、ぴったりサービスを経由して受け取ったデータを自動で取り込むための機能開発等が必要となる情報の提供に努める。

6.3 消防本部における対応

(1) 事業者等への周知

電子申請等の受付を開始する際には、各消防本部のホームページや SNS 等において事業者等への周知を行っていくことが望ましい。また、手続のため来庁した事業者等に対し、電子申請等により手続を受け付けることが可能となったことを伝えることも有効な手法である。

(2) 事業者等のアクセス性の向上

独自に電子申請等システムを構築している消防本部等においても、ぴったりサービスにおいて標準モデル対応の各手続のサービス登録とリンク掲載を実施し、事業者がぴったりサービスにアクセスすれば手続先の消防本部等のオンライン窓口に確実にたどり着くような状態になるよう、消防庁から対応を促していくことが望ましい。

6.4 今後の課題

- (1) 消防本部における標準モデル対応の電子申請等の導入促進
導入マニュアルの配布やアドバイザー支援を含めた支援の検討
- (2) 既存のプリセット様式の定期的な見直し
消防本部や利用者のニーズを踏まえ検討
- (3) ニーズや年間の手続件数等を踏まえた新たな手続様式のプリセット
消防本部や利用者のニーズを踏まえ検討
- (4) 手続や様式の継続的な見直し
手続自体や様式・項目の見直し、添付書類の削減等について引き続き検討

以上